



新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)に関連した EMA各国の施策について

2020年8月

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

目次

<u>Belgium</u>	3	<u>Poland</u>	52
<u>Czech Republic</u>	8	<u>Russia</u>	58
<u>France</u>	12	<u>South Africa</u>	63
<u>Germany</u>	16	<u>Spain</u>	70
<u>Hungary</u>	27	<u>Switzerland</u>	77
<u>Ireland</u>	31	<u>Turkey</u>	80
<u>Israel</u>	35	<u>United Arab Emirates</u>	84
<u>Italy</u>	36	<u>United Kingdom</u>	87
<u>Luxembourg</u>	41	<u>Webinar /Tools</u>	93
<u>Morocco</u>	43		
<u>Netherlands</u>	44		

税務

申請と納付

法人・所得税

- 企業、その他法人格、非居住者の納税申告が2020年3月16日～4月30日である場合は、4月30日まで延長可能
- 2月・3月の給料所得に対する源泉徴収税の納期は、自動的に2か月間延長
- 評価年度2019年および2020年3月12日から課税が確定する税の支払いは、自動的に2か月延長
- 在宅勤務手当として126,94ユーロを上限として迅速に支払を可能にするため、「ファストトラック」に係る手順を導入。COVID-19対策のために在宅勤務するすべての従業員は、機能カテゴリを区別せずに当該金額を受け取る権利がある。本制度を適用する場合、既存の事務手当と代替する必要がある。本制度適用可否は、数日で得ることが可能
- 2020年から2022年の間に発生が見込まれるCOVID-19関連の損失は、2019年3月13日から2020年12月31日までの決算にかかる課税所得から繰り戻しが可能。ただし、2千万ユーロを上限とする

VAT

- 2020年2月と3月／第1四半期のVAT申告と域内取引申告書の提出期限は、2020年4月6日と5月7日にそれぞれ延長
- 新規申請者および月次VAT還付ライセンス取得者のうちVAT還付を受けることを希望する者は、2020年2月におけるVAT申告提出期限を2020年4月3日まで延長可能
- 年次EU域内取引報告書の期限は2020年4月30日まで延長
- 2月と3月／第1四半期のVAT支払期限は、自動的に2か月延長
- また、特別VAT申告番号629における第1四半期の支払期限は、本来4月20日であるところ6月20日まで延長可能。なお、これらの支払期限延長は申告期限自体に影響を与えない
- アルコールを除くレストラン・ケータリングサービスに係るVATレートを6%に低減

納税主体者は、税債務について税務当局に以下の支援を求めることができる；

- 支払計画の策定
- 延滞金利の免除
- 無申告罰則金の免除

税務

具体的には、以下の税債務に係る支援が可能

- 法人税
- 付加価値税
- 源泉徴収税
- 個人所得税

本支援を受ける資格がある者は、COVID-19によって悪影響を受けており、かつそれを実証できる場合（例：売上高の減少、注文や予約の深刻な減少、グループ企業の業績悪化等）に限られる。企業が当該事象以前より既に支払に関する構造的困難に直面している場合は当然対象外。また、納税申告の期限内にける提出（指定された延長期限含む）への準拠を前提としている。仮に集団破産手続等が発生した場合は本支援は中止される。当該支援申請は、特定申請書に基づき、それぞれの税債務毎に個別に提出する必要がある。各種申請書は、税務査定または支払通知書受領時後、2020年6月30日までに提出する必要がある。管轄地域収税収担当部門が単一的窓口となる。

VAT還付手続

2020年3月29日、VAT申告を提出するすべてのVAT納税者（月次VAT申告ライセンスを持たないVAT納税者を含む）に対して、迅速なVAT還付の仕組みが設定された。本制度にて、2月（2020年4月3日まで自動延長）の申請期限が満たされた場合、VAT控除額が還付される

連邦税務当局によるその他の取扱い

- 連邦政府当局は、通達においてCOVID-19発生を例外的特殊事象であると認定している。そのため、特別措置として、直接的または間接的に連邦政府により取られる措置により、回収遅延が生じたことによる商業債権評価損を課税適用外とすることを正当化する
- 税務監査は2020年4月5日まで延期
- 寄付金に対する税額緩和措置:
 - 2020年3月24日に発令された2020/C/46号通達において、病院への医療機器、防護服、その他衣類等の寄付に関して一時的税控除が許容される。ただし、医薬品は対象外。本税額控除は、2020年末までに実施されたものを対象とし、控除率は60%となる
 - 本制度により、寄付に対してVAT支払義務は発生しない。同時に、寄付された製品に関連して発生した費用は、法人・所得税において税控除対象となる

人事	主な情報ソース
<p>社会保障当局による各種対応</p> <ul style="list-style-type: none"> – 事業主は、2020年の第1四半期および第2四半期に支払われる社会保障拠出金に対する支払計画策定を要求し、最大24か月に支払いを分散することが可能。 – その場合は、当該危機がビジネスに与える経済的影響の証拠を示す特定申請書を提出する必要がある。 – COVID-19蔓延により、「不可抗力」の結果として一時帰休を引き起こす可能性があるが、2020年3月13日から発生した場合においては、失業手当を一時的に引き上げられる可能性がある。 – 2020年の第1四半期および第2四半期の社会保障拠出金支払期限は、2020年12月15日まで延長される。これは、閉鎖を余儀なくされた事業主に対して適用可能。ベルギー社会保障当局からの四半期毎に提示される指示により、COVID-19措置に関して、追加給付が可能であることに加え、一時帰休に伴う失業手当および追加給付の最終的総額は、実際に勤務していた場合に支払われていた給与を超過しない様にするため、社会保障料金算定から控除することを決定した。 <p>自営業者に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> – 収入減少を証明することを条件とする社会保障拠出金支払削減、延納、または免除等の支援を受けることができる。また、COVID-19の影響による危機回避のために活動を中断または中止する義務がある場合は、代替所得の申請が可能。 <p>勤務時間短縮による要点</p> <ul style="list-style-type: none"> – 2020年3月20日（および政府による措置の全期間中）より、3月13日以降2020年5月4日まで（延長は6月30日まで可能）にCOVID-19によって引き起こされたすべての失業が「不可抗力による一時的な失業」とみなされる。 – フルタイム従業員は、家族の状況に関係なく給与（上限あり）の70%を受け取る権利がある。 <p>制度導入および決定プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> – 2020年3月13日から2020年6月30日までの間、当該義務の適用なし。 – 2020年3月13日から2020年6月30日までの間、雇用主は一時失業中の従業員に管理カードC3.2Aを発行する必要なし。 – 2020年3月13日から2020年6月30日までの間、簡易的手続きの適用が可能。当該申請フォームは、支払機関のWebサイトに入手可能。 – 3月を対象とするすべての各種手当は4月中に支給される。 	<p>ベルギー：COVID-19による税額緩和措置： https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/03/tnf-belgium-tax-relief-in-response-to-coronavirus.html</p> <p>COVID-19による影響： https://economie.fgov.be/fr/themes/entrprises/le-coronavirus-et-ses</p> <p>COVID-19による企業収益への影響： https://economie.fgov.be/fr/themes/entrprises/coronavirus/informations-pour-les/coronavirus-reduction-des</p>

決算・監査

年次決算書

会社の特定の状況に応じて、COVID-19によって引き起こされた状況は、重要事象／リスク／または不確実事象として認定される可能性があり、年次報告書にそれらの影響を明記する必要がある。

株主総会の延期

取締役会は、年次決算書の承認決議を3週間延期する権利を有する。なお、上場有限責任会社においては、5週間まで延期することが可能。

さらに、COVID-19対策を考慮し、定款に記載されている日よりも遅い日に株主総会を招集することを選択することが可能。

ベルギー国立銀行への年次決算書の提出

提出期限遅延により罰金が科される可能性があるが、「不可抗力」による場合は、その証拠を提示することができれば罰金の払い戻しを要求することが可能。払い戻しは、年次決算日から18か月以内に請求する必要がある。

株主総会実施方法の選択肢

- 事前遠隔（電子的）投票
- 電子的手段による遠隔地からの参加
- 書面による株主総会の実施

取締役会実施方法の選択肢

- 全会一致による書面決議（定款により完全にもしくは部分的に除外されていない場合）
- ビデオ会議による取締役会の実施と意思決定

その他（フランダース）	その他（ワロン）	その他（ブリュッセル首都圏）
<ul style="list-style-type: none"> - 不動産に係る源泉徴収税に関する査定通知は、2020年3月に代わりに2020年9月通知 - 手形決済のために契約を結ぶことを余儀なくされているつなぎ融資を保証するための予算確保 - 自動車税査定の4か月延長 - 緊急対応資金として1億ユーロを確保し、休業を強制された事業主に4,000ユーロを支給 - 小規模企業が休業を強制された場合、事業損失を補填するための非課税奨励金を支給 	<p>COVID-19危機の影響を受けたセクターを支援するため、1億ユーロの緊急支援予算を確保</p> <p>税務対応</p> <ul style="list-style-type: none"> - 納期限の一時凍結措置 - 税務査定に対する反訴期限の凍結 - 否定的行政決定の凍結。ただし肯定的決定はすべて適用 - 税額緩和措置と支払計画策定 - すべての行政監査の停止 - 走行距離税に対する管理罰金の緩和 - 強制休業に対する5,000ユーロの支給 - 営業時間短縮等の調整する必要がある企業には2500ユーロを支給。その他、光熱費免除やローン保証 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> - 休業を強制された小規模事業に対する補償 - ローン、保証、凍結払い戻しなどによる地域機関（SOWALFIN、SOGEPA-WallonieSantéGroup、SRIW）の動員 	<p>総額1億1000万ユーロの一連の措置:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 緊急措置の影響を受け、閉鎖を余儀なくされている一部のセクター（ホテル、飲食店、旅行、小売など）に対する奨励金の支払 - 2020年前期の地方税の廃止 - 2,000万ユーロの銀行融資保証 - 特定セクター（ホテル、飲食店、観光、文化、イベント）への需要拡大加速支援休業を強制された事業主に4,000ユーロを支給 - 美容士に2,000ユーロを支給 - 借入金を確保し易くするため、Finance & Investブリュッセルへの債務返済の一時停止

概要

チェコ政府は2020年3月12日に30日間の非常事態宣言を発令した（その後、4月30日まで延長）。それに伴い、チェコ政府は税側面、従業員へ給与補償、貸付優遇制度等の施策を発表している。

税務

主な情報ソース

法人所得税 – 課税期間終了後3か月以内に法人所得税申告書の提出が求められる納税者

- 罰金および延滞税が免除され、2020年7月1日に、法人所得税申告書を提出し、関連する税金を支払うことが可能である（2020年5月1日または6月1日が申告の提出期限の会計期間にも適用される）。

法人所得税 – すべての納税者

- 課税期間として暦年を採用する納税者は、6月に支払われるべき所得税の前払いを行う必要はなく、また、これを申請する必要もない。他の納税者（会計年度を暦年以外で使用）は、減額または免除の理由を提示の上で、6月に予定されている所得税の前払いの免除の申請が可能である。
- 法人所得税申告書が提出され、遅延して税金が支払われた場合、納税者は延滞税の免除の申請を提出することができる。申請が許可された場合、納税申告書の遅延提出に対する罰金も自動的に免除される。

VAT

- 2020年3月1日から7月31日までの期間でtax administratorが請求するよりも早くVAT ledger statementsが提出された場合、VAT ledger statementsの提出が遅延した場合に課される1,000チェコ・コルナの罰金が自動的に免除される。
- VAT ledger statementsを提出せずに、罰金が課された場合（たとえば、納税者がtax administratorから要求された後にステートメントを提出した場合）、納税者は個別に免除の申請が可能。
- VAT申告がなされない場合、延滞税は個々の申請に基づいて免除される。延滞税が免除された場合、VAT申告の遅延提出に対する罰金も自動的に免除される。

不動産取得税

- 2020年3月31日から7月31日までの提出期限が設定された不動産取得税の申告は、2020年8月31日まで延期することが可能である。

Ministry of Finance :
<https://www.mfcr.cz/en/>

Financial Administration :
<https://www.financnisprava.cz/en/>

The Czech Social Security Administration :
<https://www.cssz.cz/web/en>

Ministry of Industry and Trade :
<https://www.mpo.cz/en/>

Ministry of Labor and Social Affairs :
<https://www.mpsv.cz/web/en>

税務

繰戻欠損金

- 2018年もしくは2019年に税金を納付しており、かつ、2020年に欠損が生じる場合は、当該欠損に相当する税金の還付を受けることが可能。
- 3月決算会社の場合は、2021年3月期に損失が生じる場合、2019年3月期、2020年3月期の所得と相殺することが可能。
- 2019年の法人所得税申告にあたって、2020年度に発生すると見込まれる損失を見積もって、予め相殺した上で、申告することが可能。ただし、実際に発生した損失との差額については、事後的に修正する必要がある。なお、2020年度の損失の見積が過大となった場合（税金の支払額が過小となった場合）は、申告の遅延に伴う利息が発生することとなるが、当該利息も申請により免除が可能。
- 例：2019年度100の所得、2020年度△80の所得（損失）の場合、ネットした20の所得に対して、法人所得税の支払を行うこととなる。
- 過去の所得と相殺することが可能な所得の上限金額は30百万円CZK
- 繰越欠損金制度は引き続き利用可能

雇用主負担分の健康保険料

- 2020年3月～8月の期間の雇用主負担分の健康保険料（9%）の支払いの延滞（2020年9月21日まで）についてペナルティは課されない。

人事

Antivirus Programmeの概要

– Regime A – 緊急措置や検疫による事業活動の制限 (2020年5月で終了)

- 検疫下の従業員は、賃金の60%の給与支援を受け取る（従業員側での作業の障害）。
- 政府の規制に基づいて事業が閉鎖された場合、従業員は100%の給与永遠を受け取る（雇用主側での作業の障害）。

Regime Aにおいては、州は、所得税、健康保険、社会保険（従業員負担分、雇用者負担分）を含めて支払われた給与の80%を負担するが、上限額は1人当たりCZK 39,000となっている。

– Regime B – 経済的困難性 (2020年8月まで延長)

- 従業員の少なくとも30%が、検疫下または子供の世話によって出勤できず雇用主側に作業の障害が生じる場合 – 従業員は100%に等しい給与補償を受け取る。
- 事業活動に必要なインプット（原材料、製品、サービス）が利用できない場合 – 従業員は80%に相当する給与支援を受け取る。
- サービス、製品、その他の需要の制限により活動を縮小せざるを得ない場合 – 従業員は、60%に相当する給与支援を受け取る。

Regime Bにおいては、州は、所得税、健康保険、社会保険（従業員負担分、雇用者負担分）を含めて支払われた給与の60%を負担するが、上限額は1人当たりCZK 29,000となっている。

→どちらの場合も、雇用者の補償額は、所得税、健康保険、社会保険（従業員負担分、雇用主負担分）を含むスーパーグロス給与から計算される。上記の金額の80%と60%は、それぞれRegime AとBで補償される。

– Regime C – 雇用主負担分の社会保険料の免除 (2020年6月～8月)

- 50名以下の従業員の会社は、2020年6月～8月の期間において、雇用主負担分の社会保険料（24.8%）の支払が免除される。
- 但し、雇用主負担分の社会保険料が免除されたとしても、個人所得税の計算における課税ベース（スーパーグロス給与）に変更は無し。

人事	主な情報ソース
<p>国境管理（2020年7月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> - チェコ共和国内務省は感染危険国のレベルを高・中・低の3つに区分 - チェコ共和国の長期ビザ・滞在許可等を有する日本人 <ul style="list-style-type: none"> ➢ チェコ政府が発行した長期ビザ、長期滞在許可等を保有し、かつ過去14日の間に高感染危険国に12時間以上の滞在歴が無い場合には、チェコ入国時に、衛生局の指示によるPCR検査受診・隔離等の義務から免除 - 低感染危険国のうち、相互主義の条件を満たしている国で滞在許可等を有する日本人（例：ドイツ駐在の日本人） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 低感染危険国のうち、相互主義が成立している国の政府が発行した長期滞在許可等を有する日本人で、かつ過去14日の間に高感染危険国に12時間以上の滞在歴が無い場合には、チェコへ共和国の入国が可能。また、チェコ入国時にPCR検査受診・隔離等の義務からも免除 <p>イミグレーション（2020年7月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 長期ビザ、長期滞在許可等を有する日本人はチェコ共和国への入国が可能 - チェコ共和国での就労カードの取得のためのエントリービザの所有者はチェコ共和国への入国が可能 - 但し、チェコ共和国入国後にPCR検査の受診が必須 - 2020年5月18日の時点で、2020年3月14日以前に開始されたビザの審査は、再開 - 在日チェコ領事館におけるビザ及び滞在許可の受付（日本人駐在員が最も関連する箇所の一部抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重要な投資および学術関係者のためのプログラムによる滞在の場合、およびその家族 ➢ 家族同伴目的の長期ビザ～但し、駐在員などですでに現地の長期滞在許可を所持している者の家族に限る ➢ 家族同伴目的の長期滞在許可～但し、駐在員などですでに現地の長期滞在許可を所持している者の家族に限る 	<p>Government of the Czech Republic : https://www.vlada.cz/en/</p> <p>Ministry of Interior : https://www.mvcr.cz/mvcren/</p> <p>Ministry of Foreign Affair : https://www.mzv.cz/jnp/en/index.html</p> <p>Ministry of Health https://www.mzcr.cz/Cizinci/</p> <p>在日チェコ共和国大使館 https://www.mzv.cz/tokyo/ja/x2005_07_07_5/x2020_06_01.html</p>

税務

企業に対する直接税の支払の罰則なき延期（3月、4月および5月）

- フランス税務当局は事業の継続が困難な法人について、罰則無しで直接税（法人所得税および給与税）の分割納付を猶予する支援措置を取ると発表した。なお付加価値税や従業員の源泉所得税等は対象とならない。
- 3か月間の納付猶予が認められる。
- 法人が所定の様式に記載し申請するが、「大企業（従業員数が5000人以上もしくはフランス国内の連結売上高が1.5億ユーロ以上の会社）」については、同時に2020年に配当を実施しないことが求められている。
- 法人が2020年3月分および4月分の納付を既に行っている場合、フランス税務当局はその分を適宜、法人の銀行口座に直接還付する見込み。還付されない場合は別途還付申請を行わなければならない可能性がある。

清算等の危機に面した法人の還付早期申請（支払延期）

- 支払困難である状況の証明と共に、簡素化された所定の様式に記載し提出する。

企業不動産負担金（CFE）および不動産税（taxe foncière）の毎月の支払

- 毎月の支払の延期を税務当局に申請でき、罰則なしで、未払税金の合計額を最後の支払の際に清算することができる。

自営業者への対応

- 源泉徴収の割合とおよび分割払額の調整が可能。
- 職業所得に対する源泉徴収額の支払を延期することができる。毎月の分割払の場合は3回まで、四半期ごとの分割払の場合は翌四半期まで延期できる。

CCSF（財政担当部門長委員会）と支払条件

- フランス政府は、財政難に直面している企業に対して、税金と社会保障費（雇用者負担）負債について納付の延長を認め、この問題を財政担当部門長委員会（CCSF）に付託している。
- 申請は債務者もしくは臨時的代理人が行う。
- 対象となる負債はすべての税金および社会保障費掛金分で、従業員負担分の社会保障費と源泉徴収税は除かれる。なお、金額の制限はない。
- 通常、登記されている本社や本店が所属する県のCCSFが担当する。

税務

付加価値税の還付と3月および4月の支払に関する臨時的な条件の緩和

- 頭金として80%の支払がある、企業が閉鎖や企業活動が著しく縮小している場合には、付加価値税の80%か50%の相当額を一括支払が予定されている。

納税申告の提出日の延期

- 2020年3月25日のオルドナンス（政令）n°2020-306によって、申告締切の延長がされている。ただし、査定、査定の根拠、支払、税金、関税、諸費用の徴収に関わる申告には適用されない。
- 給与所得に分類される2019年の法人所得税の申告期限については、暦年を事業年度とする会社は2020年5月31日まで延期される。また、当該申告期限は他の還付申請にも適用される。
- 企業が社会的および税務上の義務に関するデータが最新であることを証明できるよう、報告手続が調整される可能性がある。（特にCCSFへの申請提出前）。

2019年度の個人所得税の申告期限の延期

- 電子申告では、15日間の延長が認められている（地域によるが6月4日から11日に延長されている）。
- 紙面での申告は1ヵ月延長され、6月12日が新しい期限となる。

税務調査について

- フランス税務当局が2020年12月31日に到来する時効は、緊急事態宣言が終了した月の翌月まで延長される。適用される案件は2020年12月31日に時効を迎える案件に限られる。
- 2020年12月31日以降に時効が到来する案件については、この延長の影響を受けない。
- 緊急事態宣言中における延期については、納税者および税務当局の両方に適用され、税務の手続や調査は中止される。また税務調査の開始もない。
- 調査中の税務調査に関わる税務手続も当該期間は中止され、税務判断も延期される。

税務	主な情報ソース
<p>決算承認の締切の延期について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年3月12日までに決算承認が行われていない場合、3ヵ月間の決算承認の延期が認められる。 会計監査人が2020年3月12日以前に監査報告書を提出していない場合には、監査委員会に提出される書類に関して、フランス商法典第225-68条に記載されている期限の2ヵ月延長が認められる。 清算人が清算目的で決算を行う場合には、期限が3ヵ月延長される。 資産と負債の査定、決算書（見込）、キャッシュフロー計算書、キャッシュフロー計算書（見込）を提出しなければならない会社に対しては、2ヵ月間、期限が延長される。 2000年4月12日付けの法律N°2000-321の第10条に記載されているように、公的助成金の恩恵を受ける企業が作成する決算書については、3ヵ月間、期限が延長される。 <p>株主総会について</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての株主がメールアドレスを提供している場合には、すべての法人は株主総会に関する情報をメールで提供することが可能。 定足数および議決数の計算においては、電話で参加した場合または視聴覚会議であっても、参加とみなされることになり、取締役会を含む開催方法について、条件が緩和されている。 これらの規定は、2020年3月12日から7月31日まで遡及的に適用され、2020年11月30日まで延長される可能性がある。 	<p>Legifrance : https://www.legifrance.gouv.fr/</p> <p>Ministry of Finance : https://www.economie.gouv.fr/coronavirus-soutien-entreprises</p> <p>BPI Portal : https://contacts.bpifrance.fr/serviceclient/demande/siege</p> <p>DIRRECTE Portal : http://direccte.gouv.fr/</p>

人事

部分的失業

- 労働省は、3月25日の政令において企業が従業員に支払う報酬は、最低賃金（SMIC）の4.5倍を上限として政府が額面給与の70%を保証することを決定された。なお、雇用主による補完も可能となっている。
- 企業はCOVID-19による例外的な状況で、一時的に活動が全部もしくは部分的に減少する場合がある。活動の一時的な減少は、労働時間の短縮または一時的な閉鎖となる。労働時間の一括削減の場合には、生産、ワークショップ、サービスなどの単位ごとの「ローテーション」に基づき、従業員を部分的活動に、個別にまたは交互に配置することができる。
- 部分的失業である場合には、雇用契約が一時停止されているため、従業員は雇用主が支払う報酬を受け取る。この手当は、従来の所得の総額の最低70%、または所得の純額の約84%に対応している必要がある。唯一の例外は、最低賃金で支払われる従業員であり、失業期間中も引き続き給与の100%を受け取る。
- 部分的失業の申請は、専用のWebサイト（<https://activitepartielle.emploi.gouv.fr/aparts/>）で直接オンラインで行われる。48時間以内に審査の回答がない場合は、認められたものとみなされる。
- 従業員が50人を超える企業では、雇用主は従業員代表（社会経済委員会または従業員代表）に事前に相談する必要がある。企業は、必要に応じて、部分的なオペレーションを導入する計画を従業員に直接通知する必要がある。
- 法令の草案で規定されているその他の措置は、最大6か月と比較して、雇用主が最大12か月の部分的失業の恩恵を受けることができるようにすることを目的としている。（現在は2020年12月31日まで申請が可能）

安全衛生上の推奨事項と単一

- 労働法では、雇用主は肉体的及び精神的な健康を保護するために、従業員の安全を確保することが求められている。雇用主はウイルス感染拡大の防止のため、テレワークを最大限に導入し、出張等業務上の移動を回避することが求められる。
- テレワークを優先し、職務体制と職場環境を再編成する必要があるが、テレワークが不可能な場合には、政府が指示にある、従業員が他の従業員と1メートルの距離を確保できるよう、職場環境を調整する必要がある。（接触率が高い場所や不要不急の外出や会合など）
- 雇用主は状況の変化とその変化に適応している事を確認するため、単一リスク評価文書（DUEP）に予防措置を記載、更新し、従業員に周知する必要がある。

税務

新型コロナウイルスに係る税制上の第一次支援法（主な対策は以下のとおり）

- 従業員への追加的な一時金の支給を非課税（2020年12月31日までに上限1500ユーロまで）
- レストランや食事提供事業（ケータリングなど）に関して、飲み物を除く食事の提供に関して、売上税（付加価値税）の適用税率を19%から7%へ引き下げ
- 組織再編税法における税務上の遡及的適用効果期間の延長（8か月から12か月）
- 時短労働手当における雇用者負担分の一時的非課税処理

新型コロナウイルスに係る税制上の第二次支援法（主な対策は以下のとおり）

- 売上税率の引下げ（2020年7月1日から12月31日まで限定で一般税率19%を16%へ、軽減税率7%を5%へ）
- 輸入売上税の納付期限の延長（翌月26日まで）
- 2020年及び2021年の税務上の欠損金繰戻し上限を100万ユーロから500万ユーロへ
- 有形固定資産の減価償却に対し定率法の適用可（2020年及び2021年）
- 営業税課税標準算出における加算項目の基礎控除枠の拡大（10万ユーロから20万ユーロ）
- 研究開発費への助成金額の拡大（最大400万ユーロへ）
- 社有車としてのEV車のプライベート使用に対するFRINGE BENEFIT 課税のさらなる優遇

関税及び通関手続

- COVID-19リスクグループの医療を担当する機関（病院や老人ホームなど）への寄付は、関税が免除される。
- COVID-19の被害者向けの品目の輸入（緊急治療用の医療品など）について、税関は輸入を加速するための迅速な対応を実施。
- ITサービスを通じた税関の事前申告（商品が税関当局に提示される前）により、迅速な通関を実現。

税務

企業に対する税関連の流動性支援

1) 納付の猶予

- 企業がCOVID-19の影響を受け通常の納税に深刻な影響をもたらすと証明された場合、所得税、法人税、営業税および連帯付加税の納付が猶予される。納税者は、2020年12月31日までに、すでに期日が到来している、または期日までに期日が到来する税金の納付猶予を申請することができる。税の支払猶予は無利息で実施される。

2) 前払いの猶予

- 今年の課税所得が前年より低くなることが明らかな場合、税金の前払いは面倒な手続なしで削減される。これにより、企業の資金繰りが改善される。
- 「遡及的に」前払い税額を減らすことは可能かもしれないが、確認が必要である。

3) 強制措置の差し控え

- 滞納に対する強制措置（銀行口座からの引き落としなど）と延滞金の賦課は、当該納税者がCOVID-19の影響を直接受ける場合、2020年12月31日まで免除される。

4) その他

- 税関管轄の税金（エネルギー関税や航空税など）に関しては、中央税関が納税者に適切な譲歩をするように指示されており、上記1)～3)に準ずる措置が講じられる可能性がある。連邦中央税務局管轄の税金（保険税や売上税）も同様。詳細は、ドイツ財務大臣から追って通知される。
- 2020年3月から5月分の社会保障費の納付は、一定の状況下で2020年6月末まで延期が可能。（2020年6月末までに、3月から5月までの延期された社会保障拠出金が支払われる必要がある。）
- 賃金税の繰延／減額に関して何らかの対応を行う予定はない。
- COVID-19の影響を受け、雇用主が自身の過失によらず、賃金税の申告を予定通りにすることができない場合、毎月または四半期ごとの賃金税の申告期限の延長が（最大2か月）可能。

人事

時短労働に関する規制を改善するための法律

1) 概要

- この法律は2020年3月13日の時限立法措置およびそれに続く連邦政府の法令で盛り込まれ、時短労働に関する規制を緩和するというものである。これは2021年末まで適用される。これにより、時短労働に対する政府の補填や、対応する社会保険料の補填を促進し、また派遣従業員に対しても同様に時短労働に対する補填が行われる。
- 法改正前は、従業員総数の少なくとも3分の1に労働時間短縮を適用することが要件であったが、現在は、従業員の10%に対し10%を超える労働時間短縮を適用することで十分となっている。
- 時短労働に係る補填は最長12ヵ月間受けられる。
- 時短労働を避けるために未使用残業時間を充てる必要はない。
- 初めて派遣従業員に対しても適用されることとなる。
- 有給休暇を使いきる必要はない。

2) 社会保険料の還付

- 雇用主は社会保険料に係る全額の還付を受ける。ただし、これは時短労働に関する法令を適用している会社に限られる。

3) 遡及的な有効性

- 2020年3月1日から遡及的に有効となり支払いが行われる。
- 2019年12月31日までに既に時短補償を適用していた会社については、補償を最長21ヵ月間受けられる。（但し、最長2020年12月31日の引き出しまで）

4) 申請状況

- 時短補償請求は増加しており、2020年4月30日時点で概ね751,000件の新規申請（1,010万人の従業員）。2020年2月は約2000件。
- 社会保険対象者が存在する全会社のうち1/3が時短労働申請を行った。

2020年4月1日時点で、時短労働申請に係る手続には相当の時間がかかることが見込まれており、その間会社は一時的に時短補償及び社会保険料に関する資金を拠出しなければならぬ。KfW申請時にはこの事も考慮する必要がある。

人事

感染症の予防と管理に関する法律

- 従業員が検疫により病気に罹患もしくは罹患の疑いが確認された場合、雇用主は報酬継続法に従って従業員に通常水準の給与を最大6週間支払う義務がある。7週目の初めからは、疾病手当として正味給与の約70% が健康保険会社から支払われる。
- 感染症の予防と管理に関する法律の適用範囲内にある病気への罹患もしくは罹患の疑いが確認された場合であっても、この通常の定めは引続き強制される。ただし雇用主は、最初の6週間に支払った賃金について申請により所管官庁から払い戻しを受けることができる。7週目には、疾病手当が保険基金から支払われるものの当局からの還付を要求することができる。
- 継続的な報酬とは異なり、自営業やフリーランサーの場合であっても補償を受ける資格がある。感染症の予防と管理に関する法律によると、彼らは所管官庁に対して、彼らの収入減少分に関する払い戻しを申請することができる。

経済支援

1) ドイツ復興金融公庫（KfW）による資金供給プログラム拡張

– KfW企業家融資（設立5年超の企業が対象）・ERPスタートアップ一般融資（設立5年以内の企業が対象）の拡張

- KfWが銀行等に付与する信用保証の水準を引き上げ、銀行が企業に融資を行いやすくする。中小企業（売上 50百万ユーロ以下または従業員250名以下）であれば90%まで、大企業であれば80%まで最終支払不足額を保証する。
- 適用対象企業の売上限度額を20億ユーロに引き上げる（従来5億ユーロ）。
- 供与される保証額は個々に最大10億ユーロまでで、ドイツ国内での投資や事業用物品の購買目的に限定される。

– 大企業向けの融資（KfW Loan for Growth）の拡張

- 適用対象企業の売上高限度額を50億ユーロに引上げる（従来20億ユーロ）。
- 特定分野におけるプロジェクトに限定されなくなる（従来はイノベーションとデジタルイノベーションのみが対象）。
- 将来的にはシンジケートローン（協調融資団による融資）の形をとり、KfWが負担する最終支払不足額の保証比率を引き上げる。これにより、大企業がシンジケートローンを利用しやすくなる。

– “VR Smart“ 柔軟性促進融資

- KfWによる企業家向けローン、融資額5,000～100,000ユーロ（2019年売上の25%まで）、利率は信用力によるが最低1.00%、期間10年まで
- 条件：ドイツに拠点を置く企業で有り、事業開始から3年超経過している

– KfW スペシャルプログラム 2020

- KfWが80%のリスクを取る、中企業～大企業向けシンジケートローン。
- 最低で25百万ユーロ～最大で負債の50%と総資産の30%の大きい方までの貸付。利率は保証率90%で1.0～1.46%、保証率80%で2.0～2.12%。
- 貸付期間中は、配当や利益分配を行う事は禁止される。

– KfW 中企業向け迅速融資

- 中企業（従業員10名超250名未満）向けの迅速融資。中企業は2020年4月15日時点の投資・ランニングコストに関して申込可。
- 融資額は最2019年売上の25%を上限とし、従業員50名以下で最大50万ユーロ、50名超で最大80万ユーロ。
- 100%ドイツ政府により保証される為、融資の実行可能性が高い。他の制度との併用は一部例外除き不可。

経済支援

2) 連邦政府による支援

- 経済安定化基金設立：1,000億ユーロを企業の支払い能力を確保するための直接の資本増強（増資等）、4,000億ユーロを企業による資本市場を通じた資金調達を支援するための信用保証、1,000億ユーロをドイツ復興金融公庫（KfW）による特別プログラムの支援に回す。
- 連邦緊急支援：従業員10名以下の企業には最大15,000ユーロを補助金（課税対象）として州政府を通じて援助。加えて、州政府からも、10名超の企業に対して最大60,000ユーロを別の方法で支援する事としている

3) 保証銀行による中小企業向け保証付与拡大

- 保証限度額を従来の倍の2.5百万ユーロにする。
- 保証銀行のリスク負担を加速させる為、政府による保証銀行に対するリスク負担率が10%分引上げられる。また保証銀行のリスク負担合計上限を運転資本に対して50%に引き上げる（従来35%を上限）。保証銀行は25万ユーロ以内の保証供与で有れば、独自の権限で3日以内に決定を下せるようになった。

4) 大型保証供与プログラム（連邦政府と地域政府による同時保証）

- 政府は50百万ユーロ以上で保証比率80%まで、運転資金借入や投資に対する保証をカバー可能。
- 従来は構造的に弱い地域に利用が限定されていたが、これが他の地域にも解放されることになった。

5) グループ企業が優遇ローンを申し込む際の留意点

- 原則として、KfW企業家融資・ERPスタートアップ一般融資・シンジケートローン・迅速融資・スペシャルプログラム2020 にはグループ企業内のそれぞれ個別の企業からの申込みが可能。保証率の判定に、グループのサイズが関連する事がある。
- ドイツ親会社が国外子会社を持つ企業グループの場合：KfW企業家融資・ERPスタートアップ一般融資はドイツ内の会社のみ申請可能。スペシャルプログラム2020は、ドイツ内・ドイツ外双方の子会社が申請できる。
- 外国親会社がドイツ子会社を持つ企業グループの場合：外国企業グループのドイツ子会社も、KfWスペシャルプログラム2020は申請できる。申請自体はドイツ子会社からでも、外国親会社からでも可能。中小企業かどうか等、企業サイズを判定する際には、ドイツ子会社だけでなく、グループ全体のサイズが考慮される点に注意。

経済支援

6) COVID-19に関する景気対策パッケージ（6月4日時点の内容。法制化未了）

- 中小企業に対する資金繰り支援（総額250億ユーロ）
 - 売上が2020年4月～5月に、前年同期間と比べ60%以上下落し、かつ6月～8月で50%以上下落している企業が対象。
 - 売上の前年同月比の下落幅に応じて、固定経費の一定率に相当する補助を受けられる（売上50%下落であれば50%まで補助、70%下落なら80%まで補助）。最大補助額は3か月で15万ユーロ。
 - 5人以下の企業への9,000ユーロを超える補助、ないし5人超10人以下の企業への15,000ユーロを超える補助は、例外的に正当化される場合にのみ支給される。
 - 申請する売上高・固定経費は税理士又は会計士による確認を受ける必要がある。申請期限は2020年8月31日まで。
- 将来的な支援
 - AI分野等のデジタル領域、近代化領域、研究領域に500億ユーロを投じ支援する。
 - 環境問題に関係する自動車政策の強化。電気自動車の購入補助を2020年12月31日まで6,000ユーロに増額（今まで3000ユーロ）、購入額の上限を60,000ユーロの増額（今まで40,000ユーロ）。

7) 消費者ローン契約

- 2020年3月15日以前締結のローン契約のうち、2020年4月1～6月30日に発生する返済・分割返済・利息支払は、借主がCOVID-19の影響で収入減少し、支払義務充足が困難な状況であれば、支払期日を3か月遅らせることが可能である。債権者は、当該借主に対して返済可能日についての交渉の機会を与え、提供可能な支援を提示する必要がある。

経済支援

8) 株主総会等に関するテレコミュニケーションを用いた会議の実施

- 現在施行されている接触制限措置を遵守しつつ、諸種法律で必要な決議や法的行為を行えるようにするために規制緩和を行い、テレコミュニケーションを用いた会議の実施等が簡単に行えるようになる。
- 一定の期間において、ドイツの公開会社（AG）は年次株主総会を株主が集まらないバーチャルイベントとして開催する事が可能になる。有限会社（GmbH）は書面決議が簡単に実施できるようになる。集合住宅に関する法律では、その期間、物件所有者による年次集会を省略する事が可能になる。

9) 国内商用テナントの保護規制

- テナントがCOVID-19の影響で一定期間（2020年4月1日～6月30日、延長可能性有）の間に月々の家賃滞納が生じた場合でも、大家は賃貸契約を解除できず、最大24ヵ月間の滞納を受け入れなければならない。テナントは滞納家賃を遅くとも2022年6月までに支払うものとする。

10) 破産申立義務の免除

- COVID-19により経営危機に陥った若しくは資金不足に陥った会社は、将来における事業再生見込があることを条件として2020年9月30日まで破産申立義務が免除される。会社が再び経済活動を行う事を支援するインセンティブも導入される。
- 2020年3月28日から6月28日までの間、債権者による破産手続開始の要請は、2020年3月1日時点で破産の状況がある場合に制限される。
- 会社が破産申立義務の免除を利用する場合、必要文書に関して厳格な定めがあり、COVID-19による経営危機の発生や、会社の流動性に関する資料を求められることになる。

決算・監査

2020年4月2日時点では、COVID-19による法定監査の期限延長は認められていない。一方で、ドイツ経済会計士（IDW）は2019年12月期およびそれ以降の会計期間に係る会計・監査に与える影響をまとめたガイダンスを公表している。ガイダンスの要旨は下記のとおり。

2019年12月決算への影響

1) 2019年12月期以降の財務諸表に与える影響

- COVID-19による危機は、修正後発事象には該当しないため、2019年12月31日時点の貸借対照表への遡及修正は不要である。ただし、非常に重要な事象であれば、注記情報として開示しなければならないとされている。開示すべき事項は、1. 影響の種類 2. 財務諸表への影響（量的な情報が推奨されるが、必須ではない）である。
- COVID-19による危機の下で、継続企業の前提に係る評価が引き続き適切かについての検討が必要となる。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を及ぼす事象が特定された場合は、財務諸表で開示しなければならない。

2) マネジメントレポートに与える影響

- 将来予測に係る事項について、経営者が予測の変更の必要性を既に認識している場合、マネジメントレポートの作成時点における最新状況を反映した記載に変更しなければならない。
- 仮に、経営者が何ら予測の変更の必要性を認識していなかったとしても、COVID-19は少なくともリスク情報として開示しなければならない。

3) 財務諸表の開示義務違反に対する罰金

- 企業は年次財務諸表を決算日から12ヵ月以内（上場会社は4ヵ月以内）に開示しなければならず、遅延した場合は罰金の対象となる。ただし、会社に過失の無い障害の発生により、この期限を順守できない場合は、当局への申請により免責される可能性がある。COVID-19による危機により発生した重大かつ予測不可能な障害は、企業に過失は無いとみなされる余地がある。

継続企業の前提に係る監査手続

1) COVID-19は、継続企業の前提に重要な疑義を及ぼす、例えば以下の事象を発生させる可能性がある

- 重要な不良債権の発生、短期的な資金難を解消するための外部借入や資本証券の発行が困難な状況。
- 借入金の財務制限条項に抵触する可能性のある財務数値等の悪化。
- 従業員やサプライヤーの不足または主要な販売市場の崩壊による生産活動の停止。
- 販売価格の低下や在庫水準の上昇、固定資産の臨時償却、不良債権や金融商品の減損による債務超過の発生。

決算・監査

2) 監査人は継続企業の前提に関する経営者の評価の適切性について、例えば以下の事項を追加で評価しなければならない

- 事業活動を阻害する要因や制限、および販売上の問題などに対処する企業の計画に対する評価。
- 政府の企業救済策の申請要件に対する充足性の評価。
- 既存の契約に含まれる所謂「MAE条項」や「不可抗力」の存在とその関連性に係る企業の顧問弁護士の見解。
- 法律または契約の条項により、企業が支払いを拒否できる可能性の評価。

監査証明発効後の義務

- 企業が財務諸表および／またはマネジメントレポートを修正することを決定した場合、財務諸表および／またはマネジメントレポートは、ドイツ有限会社法§ 316 (3) 項の1文に従って、追加的な監査の対象となる。

2020年1月1日以降に終了する事業年度のドイツ会計基準に基づく財務諸表に与える影響

- 固定資産の公正価値が帳簿価額未満に永続的に下落している場合、臨時償却の検討が必要となる。ただし、一般的には企業の業績の悪化のみでは、臨時償却の要因とはならない。
- 一時的に休止している設備あるいは稼働率が著しく低下している設備については、減価償却が継続されるが、永続的に使用が制限されている設備については、臨時償却が必要になる可能性がある。
- COVID-19による危機の影響による一時的な生産活動の停止や制限により、稼働率が低下した期間に発生した費用は、製造原価を構成しない可能性がある。
- COVID-19による危機の影響により、資金難に陥った得意先からの売掛金の回収が困難な場合、そのような債権については回収可能価額までの帳簿価額の減額が必要になる。政府の企業救済措置は回収可能価額の評価に際して考慮される。
- 連結財務諸表においては、COVID-19による危機の影響により、のれん減損テストが必要になる。のれんの回収可能価額が下落している場合、減損が必要となる。
- 繰延税金資産の回収可能性の検討に際して、将来の課税所得の見積もりにはCOVID-19による危機の影響を反映しなければならない。回収不能とされた繰延税金資産は取り崩さなければならない。

決算・監査

2020年4月8日にIDWは会計・監査に与える影響に係るQ & Aを公表している。

時短労働に対する政府補助金および社会保険料の還付金に係る会計処理

- 時短労働に対する政府補助金は、従業員に対して支給されるものであるため、雇用主の財務諸表において費用の減額や収益として計上すべき性質のものではない。雇用主は、月額給与の支給時に、労働局に代わって従業員に対して補助金の前払を行い、その後当局に対して補助金の申請を行うこととなる。雇用主は補助金の申請要件のすべてを満たしており、かつ財務諸表の作成時点までに補助金の申請書を当局に提出している（あるいは3か月以内に確実に提出する見込みである）場合には、労働局に対する未収入金を計上する。
- 一方、社会保険料の還付金については、雇用主が労働局に対して直接的な請求権を持つため、ドイツ会計基準上は「返済不要の補助金」に該当し、法定要件の十分な充足がなければ、認識することはできない。したがって、還付要件のすべてが充足したことが確認できた時点で、社会保険料に係る費用の減額またはその他の収益として損益計算書において認識する点に留意が必要である。仮に法定要件の充足前に、当局からの現金支給がなされた場合には、一旦その他負債として計上し、要件の充足時に費用の減額またはその他の収益として処理することが求められている。

将来事象に係る経営者の見積もりに対する監査人の評価について

- 監査人は、将来計画を含む経営者の見積もりの合理性について、十分に評価しなければならない。評価においては、現在利用できる情報に基づいた見積もりとなっているか、他の目的で作成された社内の他の見積もり結果と整合しているか、さらには重要な経済指標（例えば、連邦政府の予測、ドイツ経済専門家協議会、EU委員会、主要な経済研究機関等が公表している情報）と整合しているかについて、通常監査人は考慮する必要がある。それに加えて、監査人は経営者の実際の行動が経営者の設定した仮定に矛盾していないかどうかを評価する必要がある（たとえば、企業救済策の申請状況や州の援助策への申請の準備状況が会社の流動性予測に含まれているかどうか）。

企業救済策が継続企業の前提に係る経営者の仮定の適切性評価に与える影響について

- 多くの企業にとって、COVID-19は継続企業の前提に重大な疑義を引き起こす可能性がある事象であり、監査人は継続企業の前提に関する経営者の評価の適切性については、多くの場合、追加の監査手続を実施する必要がある。経営者が政府の支援策を利用する予定である場合、これらは経営者が継続企業の前提の評価において考慮すべきものである。会社が、企業救済策による政府からの支援を受けることが確定していない場合、その要件の充足の可能性についても監査人が評価すべき経営者の仮定の範囲に含まれる。

継続企業の前提に関する重要な疑義に対する監査報告書への記載について

- 監査人が予測可能な将来において、継続企業の前提に関して重要な疑義が存在していると評価するケースが発生することが考えられる。この場合経営者は、財務諸表やマネジメントレポートにおいて、継続企業の前提を脅かすリスクについて適切な情報を提供する必要があり、監査人は監査報告書において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に関する記載を行う必要がある。

概要

政府はCOVID-19の流行に対応するために、社会保障と一部の納税に対する改正に加えて、雇用およびローン規制に関連する措置を導入した。

税務

ハンガリー政府は、コロナウイルス発生の際の経済的影響への対応として税法および社会保障法を改正した。主な措置は、次のとおり。

簡易一括課税制度の改正

- 簡易一括課税制度（ハンガリー語：‘KATA’）を利用する旅客輸送事業者は、特別法が適用される。改正法によると、対象事業者は、2020年3月から6月までの納税義務が免除される。

金融機関特別税

- 金融機関特別税（政令108/2020（IV.14.）2020年4月14日公布）が、2020年5月1日より課税されることになった。
- この政令に基づき、COVID-19のパンデミックを理由とし、金融機関は2020年度に特別税を納付することになった。2020年6月10日までに課税額を申告し、2020年6月10日、9月10日、12月10日までにそれぞれ分割納付しなくてはならない。
- 課税所得は、調整後貸借対照表額のうち、500億フォントを超過する部分である。（調整後貸借対照表額は、対象年度より2年前の年次報告書の情報に基づき算定される）。税率は、0.19%である。
- 法人税の課税所得の減算項目として取り扱わない場合、支払ったチームスポーツ補助金（法人税法に従い算定される）の金額を納税額から控除可能（ただし、納税額の50%を超えて控除することはできない）。
- 草案では、政令108/2020（IV.14.）の内容が修正することなく法令化され、金融機関特別税の20%が、2021年からの5年間に渡り通常の金融機関税額から均等に控除可能にする条文が追加される予定である。

小売事業者税

- 小売事業者税が、2020年5月1日より課税されることになった。新しい小売事業者税は、2010年から2012年に適用された危機税に相当するものであるが、範囲がより拡大し、国内事業者だけでなく、一定の場合には外国事業者も対象となる。
- 課税対象となる活動は、以下のとおり：
自動車、オートバイ、部品、付属品の小売販売（TEÁOR（活動分類）45.1、45.32、45.40を除く）。

税務

ハンガリーに支店を持たない個人および外国法人も、ハンガリーにある配達拠点を通じて、顧客に販売した商品に関連して課税されることがある。店舗以外（露店や市場など）での販売、または通信販売会社またはインターネット（TEÁOR47.1-47.9）による販売など、その他の小売販売。

– 小売事業者税の税率は、以下のとおり：

課税所得5億フォリントまで 0%

課税所得5億フォリントから300億フォリント 0.1%

課税所得300億フォリントから1,000億フォリント 0.4%

課税所得1,000億フォリント超 2.5%

– 法人税法上の関連当事者に該当し、次の場合には、グループとして共同で小売事業者税を計算する。

政令の効力発生日後に実施される組織再編（会社分割、営業譲渡）後も、関連当事者に該当する場合

関連当事者に、小売事業を営む上で必要不可欠な資産を譲渡もしくはリースする場合

当事者が、取引は「純粋な経済的理由」のために行われ、課税を回避する目的ではないこと証明する場合、グループ課税は適用されない。

– 2020年5月31日までに、申告し、前払納付する必要がある。その後、緊急事態宣言期間中の各月において、月末までに前払納付する必要がある。前払納付額は、直近の年次報告書に基づいて算定された年間課税所得の12分の1、もしくは、対象年度の見積り課税所得の12分の1とされる。

– 各月の課税所得が前年同月の課税所得の60%未満の場合、税務当局へ申請することで、月々の前払納付額が減額される場合がある。

– 2020年5月1日を含む課税年度の年間課税債務は、課税年度の年間課税所得に基づいて決定されるが、その所得に基づく税額は、緊急事態宣言期間中における2020年5月1日からの日数に応じて按分計算される。

– 年度税務申告は、緊急事態宣言終了日もしくは課税年度末日のいずれか早いほうの日から30日以内に行う。

– 法案の一部は、政令109/2020により、一時的に導入された小売事業者税を恒久化するという政府の意図を反映している。法案はさらに、政令によりすでに導入された手続き上の規則についても取り上げ、一般規則として、前払納税は、2回に分けて均等に支払うことになる。2020年の場合、2回目の前払納税日が、借対照表日後の場合、1回目の前払納付日までに、合計金額を一括払いする。また、1回目と2回目の前払納税日がともに貸借対照表日後の場合、前払税金は課税年度の最終日までに支払われることになる。

税務

中小企業向けVAT（付加価値税）の還付早期化

- ハンガリー財務省は、ハンガリー税務局（NAV）に対し、中小企業によるVAT還付申請は迅速化するように要請した。この措置により、税務当局は、中小企業へのVAT還付を通常の75日以内から30日以内に実施する。優良納税者の場合、VAT還付は20日以内に実施される。
- 中小企業とは、従業員数が250人未満で、年間売上高が50百万ユーロ以下、もしくは、年度末貸借対照表残高が43百万ユーロ以下である。

財務報告措置、減税措置

- 特定の事業者に対して、年次報告書の準備、公告および提出期限は、2020年9月30日まで延長された。
- 年次報告書の情報に基づいて計算される税（法人税、ロビンフッド税、地方事業税、技術革新税、小規模事業税）に関して、申告期限および納税期限が2020年9月30日まで延長された。一定の場合には、前払納付額を減額申請することができる。

法人税

- 法案では、開発準備金による課税所得の減算は、従前の50%の上限に代わって、税前利益額が上限となった。ただし、その場合であっても、課税年度あたり100億フォロントを超えないものとされる。規定では、納税者の選択により、2019年の課税年度においても、適用可能。

社会保険

- 以下の産業に対して、2020年3月から6月まで、改正後の社会保険規則が適用される
 - 観光
 - エンターテインメント、映画、芸術
 - スポーツ
 - イベント
 - ギャンブル
- 上記の産業においては、社会保険規則が以下のように改正された
 - 従業員の給与に係る社会保険料について、雇用主部分（17.5%+1.5%）は、3月から6月まで免除される。2020年7月1日より、15.5%に税率が下げられた。
 - 従業員は、2020年3月から6月の給与に対し、合計18.5%の社会保険料の代わりに、4%の支払いとなる。ただし、支払い額の上限は、月額7,710フォロントとされている。なお、個人所得税に関する改正はなく、従来通りの納付が必要であることに留意が必要である。
 - フリンジベネフィット課税に対する制限額に変更がなされた。
 - 研究開発セクターに属する雇用主へのサポートが改正された。



Hungary (4/4)

人事	経済支援	主な情報ソース
<ul style="list-style-type: none"> - 現在の状況を考慮し、雇用主と従業員の労使合意を促進するために、労働関連法はより柔軟になると見込まれる。 - 雇用主は、実際の業務開始時間の96時間前に、勤務時間を変更することができる - ホームオフィスやテレワークを指示することができる - 従業員の就労状況の適性を確認するために実施された措置 - 当事者の同意により、労働法からの逸脱が可能な場合がある。この措置の詳細は、まだ、公表はされていない。労働法からの逸脱に関して、当事者が双方で合意した場合であっても、一般の労働原則が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> - 2020年3月18日以前に契約した借入金の返済は、個人・企業ともに、2020年12月末まで延期される。 - 事業用の短期借入金は、7月30日まで返済が延長される。 - 新規の借入金の年利率は、中央銀行のプライムレートに5%を加算した率を最大とすることが定められた。 	<p>社会保険料の軽減： https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/03/tnf-hungary-social-security-relief-employers-response-coronavirus.html</p> <p>ハンガリー政府： https://www.kormany.hu/en/the-prime-minister/news/we-are-suspending-principal-and-interest-payment-liabilities-on-loans</p> <p>財務報告、減税措置： https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/04/tnf-hungary-financial-reporting-tax-relief-measures.html</p> <p>金融機関特別税、小売事業者税： https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/04/tnf-hungary-surtaxes-imposed-credit-institutions-retail-sector.html</p> <p>https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/05/tnf-hungary-legislation-enact-tax-relief-included-in-decrees.html</p>

概要

アイルランド歳入庁は資金繰りや営業面で苦しむ中小企業（SMEs）向けの税務救済策を発表した。また、アイルランド政府は2020年3月24日に労働者や企業を支援するいくつかの施策を公表した。

税務

VATおよび累進課税（PAYE）方式で課税される税を対象にしている。

- 中小企業において1月～6月のVAT、2月～7月のPAYE方式の税について支払が遅延したとしても利息はかからない。ここでいう中小企業とは、アイルランド国税庁の大企業・中堅企業部門では扱われていない、売上高300万ユーロ未満の事業を指す。
- アイルランド国税庁は、さらなる通知があるまで、納税者の敷地内での監査やその他のコンプライアンスへの介入活動を停止している。未解決の調査については、オンラインまたは電話での最終決定を目指している。
- さらなる通知が出るまですべての税務執行活動は停止される。
- 2020年3月のrelevant contracts tax（RCT）の徴収は中断された。RCTは建設業、林業、食肉加工業の元請負業者から下請業者への特定の支払いに課される源泉税であり税率は0%、20%、35%である。
- 国税庁はまた、「適切なチェック」を条件に、2020年に支払われる予定の超過研究開発税額控除の分割払い（2017年の第3回目、2018年の第2回目、2019年の第1回目）の支払いを迅速化することを発表した。
- 国税庁は、COVID-19期間中に延期された納税義務を12か月間留保し、その後、税金の返済が完了するまで低金利を適用するという債務の「warehousing」スキームを発表した。

申告・支払期限の延長

- 一時的な資金繰りに苦しんでいたとしても申告自体は期限通りに行うことが求められるが、国税庁はCOVID-19が原因で申告書を提出することができない場合、遅延して提出された特定の申告書については罰則を適用しない。
- 国税庁は、納税者が支払義務を果たすことが困難な場合には、納税者に働きかけることを約束しており、特定の税金の滞納に対する利息と定められた期間の債務執行手続をケースバイケースで免除する。
- 現在の税務クリアランスのステータスはすべての企業を対象に今後数か月維持される。

税務

申告・支払期限の延長 (続き)

- また、国税庁は以下の延長を規定している。
 - ストック・オプション・スキームに関連するものなど、2019年の株式スキームの申告期限を3月31日から2020年6月30日まで延長する。
 - Special Assignee Relief Programme (アイルランド駐在員のためのタックスリリーフ) 適用のため、従業員の適格性申請における90日間の申請期間を、さらに60日間延長する。この延長された出願期限を満たさない例外的なケースは、ケースバイケースで国税庁により検討される。
 - COVID-19に関わらず、アイルランドが二重課税条約を締結している国からの出張者または外国人従業員が、アイルランドで60日を超える労働日数を過ごす予定であった場合、外国人雇用主（または代理人としてのアイルランド現地法人）がアイルランドの給与税の不適用についてPAYEの認可を取得するための30日間の通知要件を厳格には適用しない。
 - アイルランドの給与計算を通じて従業員の2019年度の制限付き株式単位報酬について、雇用者が課税する際に外国税のリアルタイム・クレジット・リリーフを適用した場合に、雇用者と従業員の両方に適用される2020年3月31日の申告期限を延長する。従業員の申告期限は、通常の所得税の申告期限（2020年10月31日）まで延長され、雇用主への通知は、従業員の申告期限までに可能な限り早く行う必要がある。

COVID-19に関連した渡航制限に起因する法人税と州内または州外における滞在

- アイルランド国内に個人が滞在し、その滞在がCOVID-19に関連した渡航制限の結果であった場合、国税庁は、その個人が従業員、取締役、サービス提供者、または代理人である会社については、法人税上、その滞在を考慮しないと発表した。
- さらに、COVID-19に関連した渡航制限の結果、アイルランド国内に滞在しているはずだった個人が、他の法域に滞在している場合、アイルランド国税庁は、その個人が従業員、取締役、サービス提供者、または代理人である会社の法人税について、アイルランド国外における滞在を考慮しないと発表した。
- 国税庁よりこれらの滞在がCOVID-19に関連した渡航制限が原因であることを証明する証拠の提出が求められた場合に備え、個人と会社は、アイルランド国内または国外での関連した滞在の事実と状況を記録しておく必要がある。

関税・輸入税その他の雑税

- 国税庁は、輸入と供給のプロセスが中断されないようにするために、重要な医薬品と医薬品には通関目的で「グリーンレーティング」ステータスを付与すると発表した。

人事

COVID-19に係る一時的な賃金助成制度を含む施策は2020年8月末までの間提供される。無給で解雇された従業員の雇用主を支援することをフォーカスする施策である。中小企業を含む全ての企業が この制度を利用できる。

- 2020年3月26日以降、要件を満たした従業員1人当たり最大410ユーロの給付金が雇用主に対して支払われる。ただし、雇用主は従業員の従来の手取額を超えた金額を支払ってはならない。
- 2020年4月16日からは、一定の段階的な取り決めと、正味の賃金が週960ユーロを超えないようにすることを条件として、COVID-19以前の給与が7万6,000ユーロを超えていたがCOVID-19後の給与は7万6,000ユーロを下回った従業員を支援するために、賃金助成金が拡大された。
- 2020年5月4日からは、各従業員の業員の週平均手取額の85%を上限として、週平均手取額に基づいて段階的に決定されるシステムに移行している。
- 給付金に対して社会保険料（従業員負担分）は掛からない。なお、雇用主負担分の料率は0.5%。

その他の従業員・自営業者支援策

- 解雇された従業員はDepartment of Employment Affairs and Social Protection（DEASP）に直接申請することによって給付金を受け取ることが出来る。給付金額は1週間当たり350ユーロである。
- 自営業者も350ユーロをDEASPから受け取ることが出来る。
- COVID-19と診断された、または自己隔離するよう指示された労働者も350ユーロを受け取ることが出来る。
- 社用車の現物給付に関する規則の一部緩和

経済支援

小規模事業者向けの融資や融資保証、助成金など様々な施策が発表されている。

- 最大100万ユーロ（最長7年間）の信用保証融資。このスキームに参加している銀行（AIB, Bank of Ireland and Ulster Bank）に対して80%の保証を提供している。
- MicroFinance Ireland（国営ファンド）による零細企業向け融資。
- Strategic Banking Corporation of Ireland（国有銀行）による、2億ユーロの運転資金スキームを通じた最大150万ユーロの融資。
- 事業の変革を必要とする脆弱だが成長企業を対象とした、Enterprise Ireland（政府による経済開発機関）のレスキュー・リストラクチャリング・スキーム・パッケージ。
- Enterprise Irelandは、競争力のあるスタートアップファンドや革新的な潜在能力の高いスタートアップファンド（民間資本と政府の投資をマッチングさせる）などの既存の仕組みを利用して、ブリッジファイナンスを利用できるように、ケースバイケースでスタートアップ企業と緊密に連携している。

関税措置

輸入

- 国税庁は、輸入と供給のプロセスが中断されないようにするために、重要な医薬品と医薬品には通関目的で「グリーンレーティング」ステータスを付与すると発表した。
- EU委員会の決定（2020年4月3日 - C(2020)2146）を受けて、アイルランド国税庁は、2020年1月30日から2020年7月31日までの間、EU外からCOVID-19の影響に対抗するために関税および付加価値税（VAT）を支払わずに輸入された商品について、一定の条件を満たすことを条件に、輸入関税およびVATの支払いを免除する制度を導入した。

輸出入申告書

- 国税庁のオンラインシステム「MyEnquires」を通じて申告書のコピーを提出することで委託品の認可を受けることができる。すべての申告者は原本を保管し、税関から要請があった場合、提出できるようにしておく必要がある。

税関監査

- アイルランド国税庁は、さらなる通知があるまで、納税者の敷地内での監査やその他のコンプライアンスへの介入活動を停止している。未解決の調査については、オンラインまたは電話での最終決定を目指している。

税関の認可

- 3月及び4月の既存の税関特別手続認可の更新期限が2020年5月31日まで延長された（2020年5月31日まで有効）。

物品税

- 手指消毒剤の製造に係る物品税（アルコール製品税）の免除

自動車登録

- 自動車登録税の予約は、さらなる通知があるまで3月28日より停止されている。そのため、登録ができないことによるペナルティの軽減手続が導入されている。

主な情報ソース

Irish Government: <https://www.gov.ie/en/news/72ecf5-government-agrees-next-phase-of-irelands-covid-19-response/>

Department of Business, Enterprise and innovation: <https://dbei.gov.ie/en/What-We-Do/Supports-for-SMEs/COVID-19-supports/Government-supports-to-COVID-19-impacted-businesses.html>

Irish Revenue: <https://www.revenue.ie/en/corporate/communications/covid19/index.aspx>

税務	人事	経済支援
<p>所得税法に係る期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前価格設定契約の申請に対する税務当局の回答期限 ストックオプション承認後の従業員への告知期限 特定の中立的租税の通知の提出期限 特定の税金債務の回収期限 確定申告についての監査期限 税務当局の決定に納税者が上訴できる期限 <p>付加価値税（VAT）法に係る期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告の監査期限 税務当局の決定に納税者が上訴できる期限 <p>不動産税法に係る期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務当局の決定についての書面での発行期限 税務当局に提出が必要な各種通知、特にアパート売却に関する通知期限 取引に利用した不動産価値について、税務当局の決定に納税者が異議を申し立てる期限 <p>投資奨励法に係る期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資奨励措置の事前締め切り 電子承認システムの期限 <p>その他税務関連の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税申告書の提出期限 提出期限は2020年7月31日に延長（要求に応じて更に延長可） 電子上で提出の個人所得税申告書にも同期限が適用 	<p>5月9日、ネタニヤフ首相は、失業給付を受ける際の制限を緩和するの措置の拡大を財務省に指示した。5月10日に閣議決定された措置は以下の通り:</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月末までに失業した者については、失業手当の受給に必要な期間を6か月間に短縮 失業手当の受給期間を5月末まで延長、それ以前に適格となったすべての者を対象 4月の失業給付については、申請中の者であっても、国民保険により最大NIS 8,000を前払いをする。この決定は、失業手当の受給資格の拡大し、退役軍人や25歳未満の若者を支援することが期待される 	<p>財務大臣は、2020年の財政援助支出計画の詳細について政府に提示した。2020年のCOVID-19による危機の間の支出はILS 500億を超えると予想。支出合計はILS 800億に達する。経済支援プログラムには保健および民間セクターへの即時対応、社会保障ネットワーク、事業継続支援の加速を含む4つの分野が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健省向けの100億ILS 自営業者は38億ILS、過越祭の助成金23億ILS クレジットソリューションに25億ILS、ビジネス固定資産税引き下げにILS 260万ILS、デジタル化を通じての市民のサービスを改善にILS 2億ILS 5月8日の時点で、COVID-19財務省の政府支援プログラムは、800億NISから1,000億NISに拡大すると発表

概要

COVID-19に対する措置としてLaw Decree no. 18/2020が2020年3月17日に公表され、同日に施行された。Law Decree no. 18/2020では、COVID-19に対する健康に関する危機的状況の中での株主総会への対策、税務に関連する対策、雇用・経済に関する対策などについて規定されている。2020年3月17日以降においても、COVID-19に伴う経済対策を目的とした新たな規定が公表され、施行されている。

税務

税務への影響

Law Decree no. 18/2020では税務へに関連する対策も規定されている。

主な内容としては納税期限の延長などの規定である。

- COVID-19の影響を大きく受けた特定の産業に対しては源泉税の支払い、社会保障関連費用の支払い、消費税の支払い期限を延長する。
- 対象となる主な産業（全容はDecretoに記載）：スポーツ関連の事業、ジム、プールなどのフィットネス関連事業、観光、旅行関係の事業、イベント関係の事業、ミュージアム事業など
 - 従業員給与などに係る源泉税（支払期日が2020年4月30日までのもの）の支払期日の延長
 - 社会保障、福利厚生などの社会保障関連費用（支払期日が2020年4月30日までのもの）の支払期日の延長
 - 消費税（支払期日が2020年3月30日までのもの）の支払期日の延長
 - 収入が25%下落をした事業者に係る優遇税制および税額控除等の適用
 - 支払期日は2020年9月16日に延期される。4回の分割払いも認められるが、1回目の支払期日は9月16日となる。
- イタリア国内に物理的拠点を有する企業の申告期限等の延長
 - 2020年3月8日から5月31日までの間の納税および源泉税を除く税務コンプライアンス（例：消費税申告）については期限を延長する。
 - 延長後の期限は2020年6月30日となる。
- 収入が40万ユーロ未満の納税者を対象とする源泉税の停止
 - イタリア国内で事業を営み、Law Decree no. 18/2020が施行された年の前事業年度において収入が40万ユーロ未満の納税者については、施行日から2020年5月31日までの間に受領した収入は源泉税の対象とならない。
- イタリア国内の事業活動に係る前事業年度の収入が200万ユーロ未満の納税者を対象とする納税猶予
 - 従業員給与などに係る源泉税の支払い、消費税の支払い、社会保障関連の支払期限が2020年3月8日から3月31日の間にあるものについて延長する。
 - 期限は2020年5月31日まで延期される。

税務

- 収入が一定以上減少した納税者の源泉税の支払い、社会保障関連費用の支払い、消費税の支払い期限を9月16日まで延長、または、4回の分割払いとする。
 - 収入が50百万ユーロ以下で3月、4月の収入が前年比で33%以上減少している納税者
 - 収入が50百万ユーロを超え、3月、4月の収入が前年比で50%以上減少している納税者
 - その他一定の会社
- 通知に基づく納税の延期
 - Collection agents, Social Security Authority, Tax Authorities, Custom Authorities, Local Authoritiesからの通知で支払期限が2020年3月8日から5月31日である通知の支払は当該期間において停止される。
 - 支払いを延長しても、ペナルティーや利息は生じない。
 - 停止延長期間終了後、1ヶ月以内に支払いを行う必要がある。

納期限の延長以外の主な規定は以下の通りである。

- 貸倒債権の税額控除
 - 2020年12月31日までに発生する売掛金で90日以上支払いが遅延し、貸倒れているとみなされる債権については税額控除の適用となる。
- COVID-19対策費用の税額控除
 - 労働者が安全に働くことができる環境とするため購入したウイルス対策備品のうち、2020年12月31日までの購入費用は税額控除の適用がある。
 - 税額控除額は費用の50%相当額、上限は2万ユーロとなる。
- COVID-19寄付金の税額控除（個人所得税）
 - COVID-19に伴い、一定の拠出先に寄付をした場合には寄付額の30%税額控除の税額控除が適用される。
 - 税額控除の適用となる寄付額の上限は3万ユーロとなる。
- 事業税の免除
 - 収入が250百万ユーロ以下の会社、自営業者は2019年分の事業税（前払分は対象外）と2020年の第一回目の前払分が免除される。
 - 銀行、金融機関、保険会社など一定の会社には適用されない。
- 広告宣伝費の税額控除
 - 2020年に生じた広告宣伝費の50%相当額の税額控除が適用される。

経済支援

政府からの経済対策

COVID-19に伴う産業活動および商業活動停止に対する措置として雇用・事業に関する経済対策が発表されている。

– 負債の支払い猶予

- 政府の支援を受けて、イタリアの銀行協会は住宅ローンや少額のローンなどの返済を含む、債務返済に関する大規模な支払いの猶予を認めることについてさまざまな専門家協会との合意を発表した。
- これは2020年1月31日までに企業が行ったローンに関しての措置となる。

– 資金調達

- 中央保証基金はLaw Decree no. 18/2020の施行日から2020年12月31日まで、投資および返済のため、従業員が499人以下の一法人につき5百万ユーロを上限として無利息で資金を貸し出す。
- フリーランスや個人事業主を含むすべてのタイプの中小企業者は総額約2.2億ユーロと推定されるローン一時停止措置の恩恵を受けることができる。短期ローンの満期の支払い、ローンの分割払いなどの支払期限が9月30日まで延長される。
- 上記以外にも、法人の資金調達を支えるための金融支援策が用意されている。

– 給与補助金

- 政府は政府が給与支払補助を行う“Cassa Integrazione Ordinaria”への適用事由を拡大させた。これにより、COVID-19に関連して業務の停止、縮小した事業主が補助金“integrazione salariale”を申請することができるようになった。
- 2020年2月23日から2020年8月までの期間内に最大14週間分の賃金の80%相当額の補助金の受給を申請することができる。
- さらに、2020年9月1日から2020年10月31日の期間分として、最大4週間の補助金の受給を申請することができる。
- 申請は、職務の停止または勤務時間の減少が開始した期間から4ヵ月目の最終日までに提出する必要がある。
- 当該申請は通常のプロセスより簡易的なプロセスとなる。

経済支援

– 休暇認定

- 政府は2020年3月5日から7月31日までの間、12歳未満（障害を有する子供等については年齢制限なし）の子供を有する親が取得可能な特別休暇を設定した。
- 休暇の取得最大30日まで取得可能（※世帯における取得要件あり）
- 休暇の代わりとして、子供をみてもらうサービスを使うための費用を申請することもできる

– 雇用関係

- 2020年8月17日まで、雇用主は従業員の数に関係なく、ビジネス上の理由による個人従業員の解雇などを行うことができない。

– その他労働者に対する政策など

- 政府は2020年3月分の補助金として、600ユーロをフリーランス（“Partite IVA”）および季節労働者（ツーリズム、農業）を対象として支給を行う。
- 他の社会的セーフティネットでカバーされていない労働者に9週間の給与を提供するための基金が設立された。
- 初めての住宅購入者または前四半期の売上高の3分の1以上売上を失った自営業者の住宅ローンの支払いは一時的に停止される。
- 雇用関係または事業を消滅、縮小または停止した従業員および自営業者のための最終手段としての所得支援のための基金が設立される。

– その他

- 財政安定を図るため、イタリアの銀行が発行する社債について、最大190億ユーロ分を保証する。
- 売掛債権保証会社への保証を行うために基金が設立された。
- スタートアップ企業支援のために財政支援策が開始された。
- 上記以外にも、イタリアの経済を支えるための金融支援策が取られている。

決算・監査

監査・会計に与える影響

COVID-19の影響により、通常通りの監査業務が行えないなどの理由から、株主総会における財務諸表の承認期限が延長され、また、人が物理的に集まらなくても株主総会を進めることができるように規定された。

具体的には以下の通りとなる。

- 株主総会における財務諸表の承認期限が2ヵ月間延期される。株主総会における財務諸表の承認の原則的な期限は事業年度終了の日から4ヵ月以内となるが、Law Decree no. 18/2020により2ヵ月間の延長がされ、事業年度終了の日から6ヵ月以内となる。
- 株主総会は議長、議事録（秘書）、公証人などが同じ空間に物理的にいる必要はなく、ビデオや音声会議システムを通して実施することが認められる。
- 電子的または通信による方法での投票が認められる。
- 2020年12月31日終了事業年度の財務諸表はゴーイング・コンサーンベースで作成する。
- 2020年12月31日まで資本金の減資規定は適用されない。

税務	主な情報ソース
<p>直接税</p> <p>COVID-19に起因する営業上の問題に直面している場合、企業や自営業者は、支援を要請できます。的確な納税者は以下提出することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">- 2020年の第1及び第2四半期の前払納税のキャンセル- 2020年2月29日以降に支払われる法人所得、地方税及び純資産税の支払期限に対する4か月の延長。支払い遅延のペナルティはない。- 法人及び個人所得税申告の提出時期は2020年6月30日まで延長。 <p>間接税</p> <ul style="list-style-type: none">- ルクセンブルク税務当局はVAT還付及び支払の提出期限を延長する。可能な限り電子的手段にて税務当局とコミュニケーションを取ることを求めている。- ルクセンブルク税務当局は2020年5月12日にVAT税務申告書の提出が遅れた場合の「行政上の許容」の終了を発表した。従ってCOVID-19のパンデミックのために、2020年1月及び2月のVAT還付はペナルティを避けるために速やかに手続きを行わなければならない。 <p>国境を越えた在宅勤務労働者</p> <p>国境を越えた労働者がそれぞれの国で課税されることなく自宅で勤務できる日数は二重課税条約にて記載されており、制限されている。ルクセンブルク政府は、COVID-19のような不可効力の場合には、その制限である24日間にはカウントされないことを発表した。</p> <p>またCOVID-19の影響による他の国での在宅勤務は、その日数に関わらず、ルクセンブルクの社会保障制度にも影響を与えないことが確認された。</p>	<p>Main sources of information — Ministry of Economy: https://meco.gouvernement.lu/fr/dossiers/2020/coronavirus-entreprises.html</p> <p>Luxembourg: Tax relief in response to COVID-19: https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/03/tnf-luxembourg-tax-relief-in-response-to-coronavirus.html https://www.startupluxembourg.com/support-measures-startups</p> <p>Luxembourg: VAT administrative tolerance revoked as of 12 May 2020 (COVID-19) : https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/05/tnf-luxembourg-vat-administrative-tolerance-revoked-as-of-12-may-2020-covid-19.html</p>

決算・監査	主な情報ソース
<p>ルクセンブルク議会議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ルクセンブルク議会は法案第7540を承認した。この法案は危機状態の間、金融セクターに対し特定の期限の延長を認めるものである。法案は 特定の義務に関し3か月の延長を規定しているものである。 ルクセンブルク法務省は年次決算、連結決算および関連するレポートの提出と公開に関し、危機状態の間、追加の遅延を認める目的として、ルクセンブルク議会に法案第7541を提出した。 <p>CSSF (ルクセンブルク金融監督委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> Transparency法における証券の発行体による情報の開示 監査対象のエンティティとファンド、および監査人に対するCOVID-19の影響を考慮し、CSSFは必要に応じて Long formレポートが監査対象エンティティもしくはファンドの年次総会の最大4か月後までに提出することを例外的に認められることを決定した。ただし政府によって例外的な措置により年次総会の遅延が認められた場合は除く。上記両方の遅延許可は累積的には適用されない。 	<p>Conseil d'etat du grand duche de Luxembourg : https://conseil-etat.public.lu/fr/avis.html</p> <p>IRE : https://www.ire.lu/</p> <p>ルクセンブルク金融監督委員会 : https://www.cssf.lu/en/documentation/publications/press-releases/communiqués-covid-19/</p> <p>IRE (Institut des reviseurs d'entreprises) テクニカルガイダンス</p> <ul style="list-style-type: none"> IRE議会はIREテクニカル委員会と協力し、法定監査人の財務報告への関連する影響および必要に応じてエンゲージメントの状況に合わせた監査手続きの実施に関する理解を促すため、以下のトピックを公開した。 <ul style="list-style-type: none"> 2019年末および2020年末の財務報告への影響 財務諸表作成のための情報のアクセス 後発事象の開示 報告エンティティのマネジメントはCOVID-19の事業に対する影響をマネジメントレポートもしくはアクティビティレポートにて開示するか検討する必要がある。 継続企業の前提の検討 監査報告書への影響

概要

モロッコ政府は主要金利を2%に引き下げ、COVID-19に対応するため10億ドルの資金を投入した。また、COVID-19危機下でのモロッコ経済状況を調査し、適切な対策を講じるための経済監視委員会委員会（CVE）を設置した。政府関連省庁、銀行協会、民間団体、商工会議所、産業およびサービス連盟、工芸品連合等の代表で構成され、税務、雇用、経済刺激対策などの施策を講じている。

税務	人事	経済支援
<ul style="list-style-type: none"> - COVID-19の影響を受けていない産業を除いて、3月31日現在、給与税の一時差し止め。 - 6月30日まで、税務調査や訴訟告知の一時停止。 	<ul style="list-style-type: none"> - CVEは社会保険料等の雇用主負担金の納付期限を延長。3月23日より適用。 - 企業の営業停止や一時解雇による社会的危機を防ぐために、CNSS（社会保障）に加入している従業員には以下が適用される。 <ul style="list-style-type: none"> • COVID-19危機管理基金より月額2000ディルハム（190ユーロ相当）の手当の給付。 • 消費者ローンおよび住宅ローンなど銀行債務返済を3か月間支払いを延長。 • 家族手当と健康保険も引き続き給付。 	<ul style="list-style-type: none"> - 理事会は、主要金利を0.25%引き下げて2%にし、今後の動向を注意深くモニターすることを決定した。 - 政府は10億ドル規模の基金を設立し、パンデミックに対応するための一連の施策を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> • 交際費支払いの一時停止。 • 企業の銀行への信用取引返済の延長の実施。3月23日から適用開始。 • 危機により、事業運営が困難な中小企業や零細企業への流動的支援。 • 金融機関での融資枠設定の際、中央保証基金（CCG）による保証を付与。

税務

COVID-19 の世界的拡大により、オランダにも大きな影響を与えている。経済的影響はかなりのものになる可能性がある。このため、2020年3月から5月にかけて、複数の書簡により、オランダ政府は、オランダの従業員、自営業者、及びオランダ法人等の事業者をサポートする様々な税務関連救済措置を発表し、拡大した。2020年4月14日付けの書簡により、財務副大臣は既に公表された緊急税務措置について 特定の承認の付与するコロナ危機緊急措置令（2020年5月19日の政令により最終修正;以下、同令）を発表した。2020年5月に送付された複数の書簡により、オランダ政府は、当初の緊急パッケージ（緊急パッケージ1.0）に含まれる様々な救済措置を2020年10月1日まで延長し、新しい対策（緊急パッケージ2.0）で補足することを発表した。

延滞利息と納税利息の削減

- オランダは全ての租税債務の「延滞利息」を4%から0.01%に引き下げた。通常、評価税額が期日どおりに支払われない場合（支払期間が満了した時点から）支払遅延利息が課される。この措置は、2020年3月23日の時点から遡及的に適用され、2020年10月1日まで適用される。
- オランダはまた全ての税目の租税債務に係る利率を8%（法人所得税）及び4%（その他の税金）から0.01%に引き下げた。税務申告書が期限内に提出されない場合、正確な税額にて申告書が提出されないことにより査定税額を期日通りに課することができない場合、未払税額に対する利息が支払われる。2020年7月1日が発効日となる個人所得税を除き、0.01%への減額は2020年6月1日から有効となり、2020年10月1日まで適用される。

コロナウイルスの影響による納税の延期（COVID-19）

- 政令により、財務副大臣は、COVID-19の影響により財政難に直面しているすべての企業が納付すべき多数の税目に対して、支払猶予を承認する。（例、賃金税及び社会保障拠出金、VAT、個人所得税/国民保険料、健康保険法に基づく健康保険の所得関連拠出金、法人所得税、賭博税、保険税、家主課税（verhuurderheffing）、環境税（エネルギー税、持続可能なエネルギーと気候変動への追加料金（Opslag Duurzame Energie en klimaattransitie; ODE）、石炭税、廃棄物税、水道水税）、物品税、非アルコール飲料に係る消費税）政令により、当該措置は2020年3月12日の時点から遡及的に実施される。
- 2020年5月の時点で、ライセンス所有者は、自家用自動車およびオートバイに係る課税の支払い延期が可能となる（belasting van personenauto's en motorrijwielen; BPM）。
- オランダの税務担当者は、要請を受け次第、原則として直ちに3か月間徴収措置を保留する。
- 支払いの延期の要求は、簡単なオンラインフォームを利用してオランダの税務当局のウェブサイトから、又は書面にて実施可能である。
- 3か月を超える支払いの延期のリクエストは、書面でのみ提出可能となる。この場合、次の条件が適用される。(i) 現状の支払状況からして延期が必要であること、(ii) 主にCOVID-19の影響によるものであること (iii) 猶予する租税債務に関して確定申告提出義務が遵守されていること (iv) 要求された延期は承認に該当する1つ以上の税目に関連していること (v) 猶予が申請された時点で合計租税債務が2万ユーロ以上の場合、専門家による第三者の陳述書が必要 (vi) 2020年6月19日以降に行われた3か月を超える納税猶予に関しては、企業が配当を実施しないこと、ボーナスの支払を行わないこと、又は自己株式の償還を行わないとの要件が加わる。専門家による陳述書の様式は現在詳細が検討されている。
- 専門家による第三者の申述書には、次の要素が含まれている必要がある。
 - 猶予申請が送信された時点で実際の支払いの問題が発生している可能性が高く、又はそれらの直後に問題が発生する可能性があること。法令によれば、「まもなく」とは、コロナ対策に関する緊急措置が特定の事業に適用される期間を指す。

税務

- これらの支払い問題は主にコロナ危機によって引き起こされた可能性が高いこと。
- 専門家の第三者によると資金流動性に関する予測。この予測は納税猶予が行われる際の事実及び状況に基づいて作成されている必要がある。
- 延期を認めることが不適切である場合（例えば、濫用の恐れがある場合）、納税猶予の申請は拒否又は撤回される可能性がある。
- 上記の延期方針は、原則として2020年6月19日まで適用される。

事業所得税（法人税、個人所得税）

- 会計年度中に暫定的な法人税又は個人所得税の査定が行われ、課税所得が暫定的な査定に使用された見込所得よりも低くなることを見込まれる場合、暫定的な査定税額の減額申請を行うことが可能である。政令によると、減額申請は基本的に税務当局によって承認される。減額申請の結果、企業が本来支払うべき税額よりも多くの金額を支払った場合、差額は還付される。
- 基本的に、2020年に発生した損失は、2020年の法人税確定申告書が提出後、2019年の利益に対して相殺することが可能である。2020年の法人税確定申告書は2021年になって初めて提出が可能である。COVID-19の影響により、オランダ政府は企業がより早く現金を利用できることが望ましいと考えており、政令で特定の承認を与えることにより、財務副大臣は、条件に応じて、コロナ損失引当金として、COVID-19に関連する2020年の予想損失を見積もり、2019年の課税所得と相殺することを可能とした。重要な条件は、コロナ損失引当金は、コロナ損失引当金を控除する前の2019年の課税所得を超えることはできず、2020年における見込欠損金額の合計を超えてはならない。

納税遅延に係るペナルティの免除

- 2020年3月12日から法令に基づいて付与された納税猶予期間が終了するまでに課された納税遅延に係るペナルティは課されなかったものと見なされる。納税遅延に係るペナルティが課された場合、職権により賦課したものを取り消すこととなる。この措置は必要に応じて、非アルコール飲料の物品税及び消費税にも適用される。政令によれば、当該措置は2020年3月12日の時点から遡及的に実施される。

租税債務と還付金の相殺

- 政令にて、財務副大臣は、租税徴収官が、納税猶予期間中、納税猶予が認められた租税債務に対していかなる租税還付金の充当処理を実施しないことを承認した（事業者が総裁を要求する場合、又は、納税猶予が不適切と認められる場合を除く）。

VAT

- 納税者の顧客がCOVID-19の影響により仕入債務の支払いができない場合、これに係る支払VATは一定の条件のもと、還付が可能である。
- VATの還付ポジションとなり、かつ、賃金税/社会保障負担金の納付義務を有するVAT課税事業者は、一定の条件のもと、VAT還付額と賃金税/社会保障負担金を相殺することが可能である。
- 常にVAT還付のポジションであり四半期ごとにVAT申告を行う事業者は、月次のVAT申告を粉うことにより、還付が早期に可能となる。申請により、オランダ税務当局は四半期から月次の申告処理を承認する。
- 一定の条件のもと、医療従事者の外注業務に対して、VATが課税対象外となり、医療機関、介護施設、一般開業医に無料で提供される医療用品（救援物資と設備）にVATを賦課しないことが一時的に承認された。どちらの措置も、業務提供者（外注先）への支払VATの控除することはできない。

税務

EUの輸出者の定義

- オランダ税関は、2020年4月1日以降、欧州連合で設立されていない事業者を輸出申告のボックス2に記載することはできなくなるという保留案件についての決定を延期した。その結果、非組合会社は現在も輸出申告に輸出業者として記載されることが許可されている。この措置は、オランダにおけるすべてのコロナ関連措置の有効期間が終了した月の15日後まで有効である。

支払い施設

- オランダ税関は、特定の条件に基づき、申請による支払い延期を認める。これは、売上税、物品税、非アルコール飲料に係る消費税、石炭税などの輸入関税に関係する（これらの税は輸入に関する関税規則の適用により課税される）。
- オランダ税関は、COVID-19の影響により、関税に関する義務を適宜順守しない企業に対して寛大な対応を取る。違反、軽犯罪、故意の違法行為、およびまたは重大な過失がない場合、税関当局はペナルティを賦課しない。
- 2020年3月に発生した関税支払いの延期については対応を即時実施する必要がある。事業者は、COVID-19によって引き起こされる深刻な社会的又は経済的問題に直面している場合、輸入関税の支払いの延期をオランダ税関に要求できる。多くの場合、これは輸入車によって実行される。FENEX / TLN、evofenedex及びVNO-NCWによる合同メッセージが2020年4月16日に公開された。

税関認可

- 企業は、AEO認可、税関代理認可、又は包括的な保証認可に基づく保証の削減または放棄のソルベンシー要件を満たせない場合、当該企業に適した解決策を要求することが可能である。
- COVID-19影響により適時に完了数ることが出来ない現時点での承認申請の締め切りは延期される。企業が承認を電子的に申請した場合、その延期された期限を欧州申請処理システム「CDS」（税関決定システム）に登録する必要がある。特定の税関の承認を緊急に必要とする企業は当該企業に適した解決策を利用することが可能である。

輸出制限

- 2020年5月26日以降、個人用保護具（鼻保護具、防護服、眼の保護用の眼鏡とサンバイザー）の特定のアイテムについては、輸出許可が不要となる。

関税の軽減

- 特定の条件の下、個人用保護具の輸入について特別な免除規定が適用される。

その他の対策

- 企業は、補足的な関税申告（月次申告）の提出などについて厳格な法定期限に間に合わない場合は、当該企業に適した解決策を要求することが可能である。
- 企業は、形式上、行政不服審査、還付請求等を提出することが推奨される。法定期限に間に合わない場合は、その時点の具体的な事情が考慮されることとなる。
- コロナ対策の結果、輸送手続きの法定期限を満たさなかった場合は、免責事項として扱われる。

主な情報リソース

政府による情報提供のためのリンク

- オランダ企業庁は、FAQセクションへのリンクを提供している。健康関連の情報だけでなく、労働時間の短縮に関する雇用主向けの情報も含まれている。
- COVID-19の影響に関する企業への全体的な情報の提供は、商工会議所を介して行われる。

主な情報源

- Netherlands: Tax relief measures for businesses, response to coronavirus (COVID-19) : <https://meijburg.com/topics/coronavirus-and-your-tax-affairs>
- <https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/coronavirus-financiele-regelingen>
- <https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/nl/ondernemers/content/hoe-vraag-ik-voor-3-maanden-bijzonder-uitstel-van-betaling-aan-vanwege-de-coronacrisis>
- Association of banks : <https://www.nvb.nl/nieuws/banke-n-geven-bedrijven-extra-luchthalf-jaar-uitstel-van-aflossingen>
- <https://business.gov.nl/the-coronavirus-and-your-company/>

人事

雇用維持のための一時的な緊急措置（2020年6月1日までの期間を対象とするNOW 1.0）

2020年3月17日に発表された雇用経済に関する緊急パッケージにおいて、政府は「雇用を維持するための一時的な緊急措置」（Tijdelijke noodmaatregel overbrugging voor behoud van werkgelegenheid; NOW）を発表した。

NOWスキームとは、2020年3月1日から2020年7月31日までの期間（売上測定期間）のうち、自己が任意に選択した連続した3か月の期間中における売上高が、2019年の売上高を4で除した売上高から少なくとも20%以上減少している場合、売上高の減少に比例して給与の最大90%を補助金にて補償される仕組みである。補助金は、売上測定期間に関係なく、2020年3月1日から2020年5月31日までの期間の人件費をカバーする。補助金が交付される場合、80%が前払いされる。従って、NOWスキームでは売上高の減少と給与という2つの変数が重要な役割を果たす。

売上高

- グループレベルでの売上高の減少が20%未満の場合、個々の事業会社の売上高のみの減少で判定することが可能である。個々の事業会社の売上高の減少が少なくとも20%である場合、事業会社は、特定の条件が満たされていれば、原則としてNOWの適用が可能である。とりわけ、これらの条件は、グループの本社又は申請会社の親会社が、2020年の財務諸表が承認される株主総会の日付まで、配当を行ったり、取締役や経営陣にボーナスを支給したり、自己株式の償還を行わないことを明記する必要がある。
- 補助金の最終決定時に、前払額を計算する際に使用された見込の売上高の減少額と、売上測定期間における実際の売上高の減少額と比較し、実際の売上高測定期間の減少が少ない場合、補助金の額は減額されることとなる。
- 2019年1月1日にまだ存在しなかった会社と、他のの会社（の一部）を買収した会社については、売上高の減少を計算する別の方法が適用される。新設間もない会社は、売上高の測定期間を、会社が2019年に事業を開始した日から2020年2月までの最初の暦月を基準に、暦月全体を基準にすることが可能である。この売上高は3か月分に換算される。同様に、別の会社の一部を買収する会社の場合、売上高の比較は、買収後の最初の暦月、2019年から2020年2月までのすべての暦月を3か月に換算して行うことが可能である。

給与

- 原則として、2020年1月の賃金税/国民保険料（「SV給与」）の対象となる給与（追加の定期給与なし）は、NOWによる前払補助金額の算定の基礎となる。このSV給与は3倍され、30%増加させた後、雇用者に対する補助金の固定額となる。月額9,538ユーロを超える従業員の給与は、超過分の給与計算には含まれない。補助金の最終決定では、前払いに使用された給与と補助金支給対象期間の実際の給与とが比較される。補助金支給期間の給与が低い場合、売上高の減少に関係なく、給与額の差額の90%分補助金が減額される。ただし、補助金支給期間中に経済的根拠に基づく従業員の解雇行われる場合、関連する従業員の給与の150%相当額が補助金から減額されることとなる。
- 1月の給与額が（あまりにも）低く、通常の給与額を反映していない企業に対応するために、2020年3月の給与額を使用する別の計算方法が適用される。これは、2020年3月から5月までの期間の給与額合計が、2020年1月の給与額の3倍を超えることを条件とする。従って、2020年4月と5月の給与額は、2020年3月の給与の最大値に設定される。

人事

雇用維持のため一時的な緊急措置（2020年6月1日から2020年10月1日までの期間を対象とするNOW 2.0）

政府はNOWをさらに4か月延長することを決定した。従って、2段階目のNOW スキーム（NOW2.0）は、2020年6月1日から9月30日までの期間に適用される。政府は、2020年7月6日からNOW 2.0の申請プロセスを開始することを目指している。延長にあたり、1回目の補助金申請書（NOW 1.0）に係る金額の最終決定申請は、2020年10月7日までは実施することが出来ない（NOW 1.0の申請書を既に提出した雇用主の場合）。スキームの詳細はまだ公表されていないが、2020年5月20日の政府発表において、以下のとおり議論されている。NOW 2.0の目的と構造は、NOW 1.0と同様、雇用維持である。2019年の売上高の1/3と比較対象期間における売上高の減少割合が20%以上の場合、雇用主は、人件費を補填するための補償（補助金）を申請することが可能である。この補助金は、一定期間の売上の減少に基づき、2020年6月、7月、8月、及び9月の人件費を補償するものである。

売上高

- 売上高の減少を測定するための対象期間は4ヶ月であり、6月1日、7月1日、または8月1日のいずれかから4か月とする。2020年3月～5月の期間（NOW 1.0）についても補助金申請が提出されている場合、延長申請（NOW 2.0）における売上測定期間はNOW1.0の際に対象とした期間の直後から4か月となる。

給与

- NOW2.0においては、給与計算の基準月が2020年1月から2020年3月となった。これにより、季節的に稼働のピークが異なる事業者においても適切な給与額に基づく計算を行うことが可能となった。
- 固定増加分（他の雇用者費用の補償として）が30%から40%に増加する。
- NOW 2.0には、補助金支給対象期間中に経済的理由に基づく従業員の解雇が行われた場合、補助金を削減する規定も含まれている。NOW 1.0では、解雇された従業員の給与の150%の削減が適用され、NOW 2.0では、原則として100%の削減となる。
- ただし、20人以上の従業員が経済的理由で解雇され、関連法規（Wet Melding Collectief Ontslag; WMCO）が適用される場合、最終的なNOW補助金は、原則として、さらに5%削減されることとなる。なお、上記の100%の削減に加えて適用される補助金額の削減は、i) 雇用主と関連する従業員代表機関が解雇申請について合意に達した場合、又はii) これらの当事者が、労働財団（Stichting van de Arbeid）によって指名された委員会による調停を要求する場合においては適用されない。

自営業者を支援するための追加措置

- 自営業者は、状況に応じて、2020年10月1日まで、ファストトラック手順、又は最大3年間、最大10,157ユーロ（TOZO）の運転資金として2%の利率による融資により、返還不要な所得サポートを受けることが可能である。

経済支援

- **BMBK-C:** COVID-19の影響を受けた中小企業は、中小企業向けに拡大された信用保証制度（Borgstelling MKB-kredieten; BMKB (-C)）によってサポートされる。与信保証は、与信枠の75%の最大90%まで増加し、保証料は最大8四半期で3.9%から2%に、9から16四半期においては3%に引き下げられた。BMKB (-C) 保証上限は15億ユーロである。
- **BL-C:** 農業および園芸会社のためのBMKB保証手段の一時的な提供（Borgstellingskrediet Landbouw; BL-C）。信用保証は融資の70%であり、融資の最大額は事業者ごとに150万ユーロである。
- **COL:** スタートアップ企業等は一定の状況の下で、Corona Bridging Loan（Corona-Overbruggingslening; COL）を申請することが可能である。地域開発会社（ROM）は、3%の利付ローンを50,000ユーロから200万ユーロの間で提供している。ローンの金額に応じて、2%の年間保険料が支払われるか、ローンの25%が投資家や株主などから共同出資される。このローンの上限は2億ユーロとなる。
- **GO-C:** 中小企業及び大企業向けの企業融資保証スキーム（Garantie Ondernemersfinanciering; GO-C）の拡大。政府が保証する金額は、1億5000万ユーロまで増額された。最大保証率は、大企業（公開有限会社）の場合は50%から最大80%に、中小企業の場合は最大90%に引き上げられた。GO (-C) の保証上限は100億ユーロまで引き上げられた。
- **Qredits:** 中小企業は、Qreditsを通じてマイクロローンの返済を6ヶ月延期し、金利は2%に引き下げられた。
- **KKC:** 比較的小規模な金融ニーズを持つ中小企業は、一定の条件の下で、ローンの95%を国が保証することにより、コロナ保証スキーム（Klein Krediet Corona garantieregeling; KKC）の下で最大50,000ユーロのブリッジングローンの対象となる。ローンの期間は最大金利4%に対して最大5年、1回限りの手数料は2%となる。この措置は7億1,300万ユーロの保証上限がある。
- **Growth Facility Scheme:** 中小企業の資本調達を容易にする成長促進制度は、2021年7月1日まで1年延長される。
- **VVF and IK:** 一定の資金調達スキーム（Vroegefasefinanciering; VVF）又はイノベーションクレジットスキーム（Innovatiekrediet; IK）を利用している企業は、返済及び利息支払いの一時停止の対象となる。ローンと利息の（再）支払いは、2020年10月1日に再び開始される。
- **Export credit insurance:** 政府は2020年末まで輸出信用保険枠を拡大している。
- **DTIF** オランダ貿易投資基金（DTIF）は、融資、保証、輸出金融を提供し、企業が国際的な業績目標達成に向けて次のステップを支援する。外国企業においては、さまざまな条件を満たしている場合に当該支援を受けることが可能である。
- **ETS:** COVID-19の影響により、オランダ企業庁（Rijksdienst voor Ondernemend Nederland; RVO）は、当初の計画よりも早く、間接排出コスト補助金スキーム（ETS排出量取引スキーム）に基づく支払いを開始する。
- **TOGS:** 条件付きで2020年6月26日まで、COVID-19対策（TOGS）の影響を受けた多くの特定のセクターの起業家に対して、4,000ユーロ（免税）の支給が行われる。2020年4月29日の時点で、この金額は資格を有する登録済み二次的活動に基づいて付与される。

間接費中小企業

- 一般経費も多くの企業や組織にとって問題であるため、政府は新しいスキームである中小企業者に対する一般経費補（Tegemoetkoming Vaste Lasten mkb; TVL）を導入した。
- この新しい補償は、現在のTOGSスキームの対象となるセクターで事業活動を行う中小企業者にて適用可能である（CODIV-19の影響を受ける事業者免税補償、Tegemoetkoming Ondernemers Getroffen Sectoren COVID-19 ; TOGS）。
- 会社の規模、諸経費の額、及び売上の減少の程度（少なくとも30%でなければならぬ）に応じて、適格な起業家は、4か月間、最大50,000ユーロまでの諸経費を補償される。現在のTOGSスキームの場合と同様に、この補償も非課税となる。
- TVLの申請は2020年6月に行うことが可能となる。

決算・監査

レギュレーション

- 2020年4月24日、COVID-19に関する暫定法（Tijdelijke wet COVID-19 Justitie en Veiligheid）が施行された。オランダ民法典第2編における変更は次のとおり。
 - 取締役会は、年次報告書の作成期間を最大5か月間延長することを決定できる（非上場のNVおよびBVのみ）。株主総会による年次報告書の作成期間の延長の決議は必要ない。
 - 一定の条件下では、取締役会は、株主総会は遠隔でのみ出席できると決定することができる。
 - 年次報告書は一定の期間内に商工会議所に提出しなければならない（Art 394 BW 2を参照）が、この暫定法の下では、純粋なCOVID-19による影響の結果として会社が期限通りに提出できない場合には、オランダ民法の違反とは見なされない。

NBAアラート42（会計活動に対するCOVID-19の影響）2020年4月6日付（2020年3月3日、12日、18日、20日バージョンの更新版）

(Source : <https://www.nba.nl/wet-en-regelgeving/gedrags-en-beroepsregels/nba-alerts/>)

- この出版物はNBA（de Koninklijke Nederlandse beroepsorganisatie van accountants：オランダ公認会計士協会）の責任の下で作成されたものであり、公認会計士、会計および会計コンサルタントに、会計専門職の特定の部分についてのインストラクションを提供することを目的としている。この出版物は専門的なレギュレーションではないが、監査人は、業務に関連する限り、これらの指示と考慮事項に留意することが期待される。これらの指示を適用しない監査人は、法と規制の義務、基本原則、および基本的な手順が、これらの指示でさらに詳細に満たされている方法を説明できるように準備する必要がある。
- 2.1章 オランダでのCOVID-19の影響は、2020年2月末に実質的に関連するようになった。したがって12月決算会社の場合、COVID-19の影響は、貸借対照表日以降に発したイベントとして、貸借対照表日現在の実際状況に関する情報ではなく、年次決算日以降に発生した事象に関する情報を提供することになる。
- 3月決算会社の場合、貸借対照表日以降にも（考慮すべき）事象が発生する可能性があるが、貸借対照表日現在の状況についても何らかの影響がある。その影響は、資産の評価減の可能性、未収債権の評価、契約違反や罰金の可能性、契約へのコンプライアンスなど、レポートに必要な開示を含め、重大な場合がある。これらの論点は、当該アラートの将来のアップデートによりカバーする予定。（ESMAは、IFRS第9号に基づく予想信用損失の計算に関するCOVID-19発生時の会計上の影響をすでに発表している。）

決算・監査

NBAアラート 42 (続き)

- 2.2章：将来についての不確実性を考えると、多くの企業が継続性について重要な不確実性を持つことが予想される。組織のマネジメントは、COVID-19の影響を見積もる必要がある。継続性について重要な不確実性が生じた場合、年次報告ガイドラインは、組織が年次報告の注記にこれについての適切な説明を含めることを期待している。まだ明確ではない場合、組織は不確実性について可能な限り説明し、組織に予想される影響の概要を示すことが求められる。
- 3.1章：継続性について不確実性がある場合、監査人は基準570（継続企業）の要件を考慮する必要がある。実際には、事業者はどのような影響が生じるかおよび危機が続く期間を合理的に見積もることができないため、危機を乗り切るための詳細な計画を持っていない。また、支払期日の延長や政府保証付き融資スキームなどの政府の措置は、健全な企業が支援されるという合理的な期待を与える。しかし、多くの場合、継続性について重要な不確実性があるという事実は変わらない。
- 時間の経過とともに、COVID-19がビジネスの継続性に与える影響はより明らかになると想定される。したがって、可能であれば、財務諸表の作成と監査報告書の発行をその時まで延期することも、1つのオプションとなり得る。
- どのような状況であっても、NV COSに基づく継続性の評価に適用されるルールにより、会計士（監査人）は次のことを行う必要がある。
 - COVID-19の会社に与える影響について経営者とディスカッションする
 - COVID-19に関する経営者の開示の妥当性の評価をするために、十分かつ適切な監査証拠を入手する
 - 監査証拠とその考慮事項（継続性に関するアクティビティに対する洞察を経験豊富な監査人に提供できる程度に）およびそれらの結果と結論およびその根拠を文書化する
- 4章：オランダの従業員は、4月28日まで可能な限り自宅で仕事をするよう求められており、これにより次の影響が起こり得る。
 - 関連する（監査）情報を提供するのに時間がかかる
 - クライアントの特定の従業員と直接面談することができない
 - 出張禁止のために統括チームがオンサイトのレビューを実行できない
- 多くの場合、メールやインターネットなどのテクノロジーを使用して関連情報を電子的に共有し、自宅から活動を実行することが可能。クライアント、同僚との協議は、電話、スカイプまたは同等の技術を介して行うことができる。ただし、これが不可能な状況もある。会計士は専門的に批判的であることが期待されている。そのためには、関係する組織の職員と同僚と面談する必要がある。
- 状況に関係なくCOVID-19の影響は、監査や財務諸表等の編纂をするための十分かつ適切な（監査）情報を取得するための要件を変更するものではない。
- この影響により作業の進捗が遅れる可能性があり、その結果、監査は後のタイミングでしか完了できず、監査意見も後にしか表明できない可能性がある。監査意見の表明をこれ以上待つことができない場合で、十分かつ適切な監査証拠を取得できない場合、無限定適正意見の表明ではなく限定付適正意見の表明あるいは意見不表明となり得る。

税務

2020年3月18日に政府はCOVID-19のパンデミックへの経済対応策の草案を発表（これらを総括してAniti-Crisis Shieldと呼ばれる）。これらの中に税制関連の施策もある。その後随時議会に提出され2020年3月31日に議会を通過し2020年4月1日より施行。

1. 法人税（CIT）関連

- 2020年度に発生した税務上の欠損金について2019年度の法人税から控除可能（ただし適用額は課税所得ベースで最大5百万ズロティまで。また2020年度の収益が2019年度に比べて50%以上の減少していることが条件）
- 支払期日から90日を経過して未だ支払を行っていない債務についてはCIT（および個人所得税）計算上損金算入できないが、2020年度の収益が2019年度に比べて50%以上減少していることを条件に当該ルールを免除
- パンデミックに係る寄付金の税制優遇
- パンデミックに関連して受けた補助金等に係る税制優遇

2. 付加価値税（VAT）関連

- VATに係る新様式の要提出書類SAF-T-V7Mについて2020年4月1日より適用開始予定だったが、2020年7月1日に延期（その後さらに2020年10月1日に延期）
- VATの還付の迅速化

3. 移転価格税制関連

- TP-R（移転価格に係る提出書類）の提出期限を2020年12月31日まで延長（2020年3月31日から9月30日までの間に提出期限が到来するものが対象）

4. 小規模事業者、特定分野の会社に係るもの

- 小規模事業者（従業員9名以下の企業または月次収益が平均月収の3倍未満の自営業者）は2020年3月～5月の社会保険料支払義務免除
- 旅行産業に属する企業にはツアーキャンセルなどを原因とした費用について法人税上の優遇あり

税務

5. その他

- 個人所得税の年度の確定申告および月次の前払に係る期限延長
- 税金等の延滞金の一部免除（通常は年率4%の延滞金が課される）
- 困難な状況にある企業は2020年2～4月に係る社会保障料（支払期日は通常翌月10日または15日）について3か月の延期を申請可能。支払遅延となっている場合分割払の申請も可能。2020年1月末以前に延滞が生じていなければ行政による債権回収のための強制執行も延期される
- The Central Register of Beneficial Owners（企業を実質的に支配している個人を当局に申請する義務。趣旨はアンチマネーロンダリング）の申請期限が4月13日から7月13日に延長
- MDR（税に係るスキームについての報告義務）に関する提出期限延長（3月31日までに発生した取引については、感染脅威事態宣言またはエビデミック宣言終了まで、提出期限（原則として取引を実行または企画した時から30日以内）までのカウントダウンを一時停止。ただし最長でも6月30日までとする）
- Minimum Commercial Property Tax（商業用不動産に係る税金）について2020年3～5月分の支払期限を2020年7月20日まで延長
- COVID-19により財政状態が悪化した企業に対する固定資産税の免除

経済支援

2020年4月1日より施行された前述のAniti-Crisis Shieldには従業員雇用の安定化、雇用主への補助を目的とした給与補助が含まれる。

1. Guaranteed Employee Benefits Fund (GEBF) からの補助

(対象企業等) : 以下の条件のいずれかを満たしている場合

- ① 2020年において連続する2か月につき合計売上が前年同期を15%以上下回っている
- ② 2020年のある1か月の売上が前月を25%以上下回っている

(補助の条件と内容)

① Economic Downtime (手待ち状態) に係る補助

- 条件: 対象従業員について雇用主が50%超の給与削減をしていないことおよび給与額が最低賃金未満 (PLN2600) になっていないこと。なお、月収がポーランドの統計局算定の前四半期の平均月収の3倍超 (約PLN15.6千超) の従業員は対象外
- 補助内容: 最大で最低賃金の半分 (PLN1300) + 対応する社会保障料
- 対象期間: 申請日から3か月間

② Reduced Working Hours (勤務時間減少) に係る補助

- 条件: 対象従業員に係る20%以内の勤務時間減少でフルタイムの50%超の減少にはなっていないこと、かつ最低賃金未満になっていないこと
- 補助内容: 最大で給与減少額の50% + 対応する社会保障料。しかし、ポーランドの統計局算定の前四半期の平均月収の40%を限度とする。なお、月収がポーランドの統計局算定の前四半期の平均月収の3倍超 (約PLN15.6千超) の従業員は対象外
- 対象期間: 申請日から3か月間

2. 中小規模事業者 (micro, small and medium-sized enterprises) に係る追加補助

- 対象企業: 2020年において連続する2か月につき合計売上が前年同期を下回っている中小規模事業者 (従業員249名以下)
- 補助内容:
 - 売上減少が30%以上50%未満の場合: 最低賃金の50% + 対応する社会保障料
 - 売上減少が50%以上80%未満の場合: 最低賃金の70% + 対応する社会保障料
 - 売上減少が80%以上90%未満の場合: 最低賃金の90% + 対応する社会保障料
- 対象期間: 申請日から3か月間

経済支援

2020年4月8日に政府はFinancial Shieldと呼ばれる新たな財務補助について発表、中小企業向けのは4月29日より、大企業向けのは6月9日より申請受付開始済み
総予算はPLN1000億でありGDPの約4.5%相当

1. Micro enterprises (従業員9名以下) 向けの財政補助

(対象企業等) 年間売上規模または総資産がEUR2百万を超えない (この条件を満たさない場合Small and medium-sized enterprises扱いとなる)

(補助の条件と内容)

- 条件：以下参照
 - 2020年2月以降の特定の月の売上が前年同月比で25%減少している
 - 会社の清算、再生手続が開始されていない
 - 2019年12月31日時点で既に事業を行っていた
 - 2019年12月31日時点または当該財政補助の適用開始で税金の滞納等なし
- 補助内容：最大でPLN324千、期限3年間の融資を受けることができ、そのうち最大75%につき返済不要

2. Small and medium-sized enterprises (従業員10~249名) 向けの財政補助

(対象企業等) 年間売上規模がEUR50百万を超えずかつ総資産がEUR43百万円を超えない (この条件を満たさない場合Large enterprises扱いとなる)

(補助の条件と内容)

- 条件：上記Micro enterprisesと同様
- 補助内容：最大でPLN3.5百万、期限3年間の融資を受けることができ、そのうち最大75%につき返済不要

経済支援

3. Large enterprises (従業員250名以上) 向けの財政補助

- 対象企業：上記Micro enterprisesと同様の条件（※）に加え、以下追加条件にもあてはまる必要あり

(追加条件)

- 3月以降最低1か月マイナスのキャッシュフローとなっている
- 今後負債レベルが増加し企業の安定性を脅かす見込みである
- COVID-19後の収益化の根拠となる構造改革計画や財政予測についてPFRに提示する

※Micro enterprises向けの条件の一つである「売上が前年同月比で25%減少していること」については、以下①～④の条件のいずれかにより代替可能

- ① COVID-19の影響で製品又はサービスの提供能力を失った
- ② 債権の25%超について回収できていない
- ③ 資本市場からの資金調達又は信用リスクに問題が生じている
- ④ PFR主催の特定のSector Programに参加している

- 補助内容：最大でPLN750千、期限3年間までの融資を受けることができ、そのうち最大75%につき返済不要
- その他：Large enterprisesについては、上記の一部返済不要融資以外に以下の補助プランもあり。
 - PLN10億（期限2年まで）を限度とした融資
 - PLN10億を限度とした公的機関による当該企業の持分・株式の買取

決算・監査

2020年3月31日に財務諸表の提出期限を延期する財務大臣令が施行された。

1. the Polish Financial Supervision Authorityの監督下にある企業（現地上場企業、年金基金など）

原則として財務諸表は期末日後3か月以内に作成され、会計監査人の監査を受けた上で期末日後4か月以内に会社の意思決定機関により承認される必要があるが、それらにつき**2か月期限が延長される**。

2. 上記以外の会社

原則として財務諸表は期末日後3か月以内に作成され、会計監査人の監査を受けた上で期末日後6か月以内に会社の意思決定機関により承認される必要があるが、それらにつき**3か月期限が延長される**。

税務

プーチン大統領の演説（2020年3月25日、4月8日、4月15日）に従って、COVID-19危機下において事業者を支援・救済することを目的としたいくつかの措置が発表された。一部はすでに政府承認後（2020年1月1日～2020年12月31日の期間、税制等に関連する決定について特別な権限が付与されている）、施行されている。

危機に直面している産業への支援

- 政府は、航空、観光、スポーツ、文化などをCOVID-19の影響が最も深刻な産業分野に指定
- 指定された産業分野（以下、「指定産業分野」で事業を実施するすべての企業には、下記の租税支払いの繰延が認められる。
 - 2020年中に支払あるいは予納期日が到来する租税、社会保険料（ただし、付加価値税、採掘税、物品税などを除く）：3ヶ月～1年の支払猶予あるいは3～5年の分割納税
 - 指定産業分野で事業を実施していない企業であっても、戦略的企業、中核企業あるいは都市開発上の重要性を有する企業に対して、政府決定に基づいて適用が可能
- 一部の企業には、VATおよび一部の輸出税等についても支払猶予および分割払が認められる。
- 規定される要件の少なくとも1つ（収益が10%以上減少、損失を計上等）を満たす企業に、支払猶予および分割払が認められる。

中小規模企業への支援

- すべての中小企業は、2020年4月以降、最低賃金額を超える給与部分について、低減社会保険料率を適用することが認められる。指定産業分野で事業を実施する中小企業にはさらに下記の措置の適用が認められる。
 - 2019年分の法人税：6ヶ月の支払猶予

- その他租税（VATおよび税務代理人としての納税を除く）
 - 2020年第1四半期分：6ヶ月の支払猶予
 - 2020年第2四半期あるいは半期分：4ヶ月の支払猶予
- 社会保険料
 - 2020年3～5月分：6ヶ月の支払猶予
 - 2020年6～7月分：4ヶ月の支払猶予
- 輸送税、資産税、土地税の予定納税
 - 第1四半期分：2020年10月30日まで
 - 第2四半期分：2020年12月30日まで
- 中小企業が受領する補助金は課税所得に含めない。
- 補助金により取得された固定資産あるいは物品にかかるVAT（仕入VAT）の控除・相殺は認められない。

事業への支援（すべての納税者が対象）

- 2020年3～5月に期限の到来する税務申告（VAT申告を除く）の3ヶ月の提出猶予
- 2020年第1四半期のVAT申告および社会保険料計算の期限を2020年5月15日までとする。
- 税務監査（現地監査）を2020年5月31日まで一時停止
- 外為法上の法令遵守状況の監査を2020年5月31日まで一時停止
- 2021年のタックスモニタリング制度活用の申請期限を3ヶ月延長
- 2020年度に月次予定納税を実施している納税者に、実際の利益をベースとして月次予定納税額を算出することが認められる。
- 2020年3月1日～5月31日までに課された税法違反に対する処罰の一時停止
- 債権者による債務者の破産手続開始申立を6ヶ月間停止

税務	中核企業に対する支援
<p>新税制</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年より、銀行預金の100万ルーブル（約12,700ドル）を超える部分のロシア中銀政策金利相当の利息に対して、13%の所得税を導入 ロシアからキプロス、ルクセンブルク、マルタなどの「経由国」と呼ばれる国への源泉税を15%に引き上げ（該当国との租税条約改正交渉が既に開始されている。） （例）ルクセンブルクについては、下記について2021年1月1日発効を目指して交渉中 <ul style="list-style-type: none"> 配当源泉税率：15%（現行5%） 利息源泉税率：15%（現行0%） <p>https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/05/tnf-russia-proposed-withholding-tax-rate-changes-income-tax-treaties-to-be-renegotiated-covid-19.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 国債および地方債の利子に対する免税扱いを廃止 航空産業、観光業に対する課税免除 <p>通関関連の措置</p> <p>関税免除</p> <ul style="list-style-type: none"> 消毒薬、診断用の試薬、一部の医療機器や器具などの輸入関税の免除。ユーラシア経済同盟により決定されており、2020年3月16日から2020年9月30日まで適用 関税監査（現地監査が予定されていたもの）の2020年5月1日までの一時停止。（人命、市民の健康を害する可能性があるもの、輸入に許認可、免許が必要な場合のチェックなど、一部の監査を除く、） <p>輸出</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年6月1日まで、医療用マスク、手袋、ゴーグル、バイオハザードスーツ、医療用ローブ、抗ウイルス薬、カーゼなどの一時的な輸出制限 	<p>中核企業のリストは連邦政府のウェブサイトに掲載されている。 https://data.economy.gov.ru/ 中核企業に指定された事業者は国による下記の支援を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用維持を目的とした融資に対する国（ロシア開発対外経済銀行/VEB RF）による債務保証：企業が一定の雇用を維持していることを要件として、従業員数に最低賃金月額を乗じた額を上限として無利息融資を受けることができる。 運転資金確保のための助成金：ローン利息について、ロシア中銀政策金利に相当する助成金およびVEBを通じたローン金額の50%に対する債務保証 一部の中核企業については、納税猶予・繰延、政府保証および補助金等の支援を受けることができる。（政府決定 # 651） <p>政府決定 # 651に定める支援の申請の要件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシアの株主に属していること（一部例外有り） 税あるいは類似の支払債務について滞納がないこと ストレステストに合格しており、財務状況および見通しの分析を実施していること <ul style="list-style-type: none"> 中核企業に指定された企業は、ストレステストの結果に基づいて、次の4段階のリスクレベルに分類される。：1) 低リスク、2) 平均的リスク、3) 高リスク、4) 極めて高リスク 3) および4) に認定された企業は国家支援を申請する資格があるが、支援を受けるためには財務状況および見通しの分析を実施する必要がある。 国家支援を申請する際には以後2年間の詳細なキャッシュフロー見通しを提出する必要がある。加えて、再建・回復計画および債務リスト戦略を作成する必要がある。分析結果に基づい、申請企業は、資金ギャップと必要な支援額を算出する。 中核企業に認定されるためには、4段階の審査をパスする必要があり、VEBによる財務状況や見通しの確認が含まれる。

Russia (3/5)

人事	その他
<p>労働政策</p> <ul style="list-style-type: none">- 大統領令に従って、指定業種（医療機関や薬局、生活必需品、食品を扱う商店など）を除き、2020年4月30日までの期間を非労働日とする措置がとられた。当該措置は地域におけるCOVID-19の蔓延状況により自治体の首長の判断により修正あるいは詳細規定を設けることができる。例えばモスクワにおいては、雇用主が所定の安全を確保している場合に従業員の出勤を認めている。- 在宅勤務および時短勤務（従業員の合意に基づくあるいは、従業員の合意に基づかない2ヶ月前告知により実施可能）- 指定業種による一時的な業務の停止（従業員へは平均給与あるいは基本給の3分の2の支給を行うことで雇用を維持）	<ul style="list-style-type: none">- 店舗の閉鎖（食料品店、薬局を除く）、レストランはデリバリーサービスのみ可。- 最終および第一学年を除く学校年度を終了

経済支援

金融政策

- ロシア中央銀行は2020年4月24日に政策金利を5.5%へ50bp引き下げ、金融市場の状況を引き続き注視すると発表
- 3月10日および13日に、5000億ルーブル規模のレポ取引を実施し、市中銀行に十分な流動性を供与
- 国内為替市場において、外貨売り介入を実施
- 製薬会社や医療機器メーカーへの貸付を維持することを目的として、リスクウェイトなどの一部銀行規制上の基準を緩和

銀行規制の緩和

- COVID-19に起因する回収懸念に対応する引当金を計上しないことを容認
- 金融機関の業法遵守期限等の緩和（中央銀行による指示への対応期限や法定報告期限の延長など）

企業に対する事業継続へのインセンティブ

- COVID-19の影響が深刻な産業分野（レジャー、接客、運輸、旅行業など）で事業を実施する中小企業に対する；
 - 貸付金返済の6ヶ月間猶予
 - （従業員への給与支払を目的とした）6ヶ月間の無利子貸付
 - COVID-19の影響が深刻な産業分野（レジャー、接客、運輸、旅行業など）で事業を実施する企業やその他企業に対して、事業活動の再開を目的とした資金を金利2%での貸付
 - 中核企業に指定された事業者に対する金利5%での貸付
 - すべての中小企業に対する金利8.5%での貸付
 - 旅行者への補助金（COVID-19に起因する顧客からの預り金の返金、旅行者を外国に送還するための費用への充当を目的とするもの）
 - 自治体による支援
- (例) モスクワにおける主な支援措置

- 1) 所定の産業分野で事業を実施する設立3年以内の中小企業への金利8%での貸付
- 2) 中小輸出業者、フランチャイズ業者への補助金
- 3) 中小事業者の新規設備取得費用の一部補助（ホテルおよびモスクワイノベーションクラスターの居住者が対象）
- 4) 中小企業の商品・サービスのオンライン市場における販促や食品配送サービス費用の一部補填（2020年12月31日まで70万ルーブルまで）

その他（System-wide measures）

- 経済対策、検疫による所得補償のために3000億ルーブル規模の財源を確保
- 政府等との契約において、COVID-19の蔓延のために約定不履行などが生じた場合のペナルティを免除
- COVID-19の影響の深刻な産業分野（レジャー、接客、運輸、旅行業など）で事業を実施する企業、個人事業主について、不動産賃貸契約における賃料支払いを2020年10月1日まで猶予。賃借人は、隔離措置により賃貸物件が使用できなかった期間については、賃料低減を求める権利を有する。
- COVID-19対応措置が契約上の義務履行能力に影響を及ぼしたことが明確な場合は、不可抗力条項の適用を認める。
- 国あるいは自治体による中小企業の検閲は、連邦法No. 294-FZ（国および自治体の監督手続き下にある法人の保護）に従って、2020年12月31日まで一時停止
- 株式会社に関する会社法関連規制の改正（株主総会のリモート環境での実施を容認、年次および半期の連結財務報告書の提出期限の延長、公開型株式会社の法定内部監査の期限を2021年1月1日まで延長など）

決算・監査

株主総会／出資者総会における年次財務諸表の承認期限の延長

- － 財務年度末日から2か月以内9か月以内に延長

※通常は、株式会社：財務年度末から2か月以上6か月以内
有限責任会社：財務年度末から2か月以上4か月以内

上場会社、金融機関、一部国営企業に適用されるIFRS財務報告書の作成期限の延長

- － 2019年度年次報告書：期末より210日以内（通常は120日以内）
- － 2020年度半期報告書：期末より180日以内（通常は60日以内）

概要

南アフリカ政府は、COVID-19との闘いにおいて南アフリカを支援するために前例のない措置を導入した。この中には、2020年3月26日木曜日の深夜から実施された全国的なロックダウンが含まれており、封鎖措置は2020年5月1日から一部緩和されたが、経済活動や人々の移動は依然として厳しく制限されている。2020年4月1日に、2020年災害管理税救済法案及び2020年災害管理税救済行政法案が公表された。これらの法案は、COVID-19のパンデミックやロックダウンの結果発生した課税対象となる中小企業のキャッシュ・フロー負担の軽減を支援するための税制措置と、それに関連する事項を規定している。導入された税制上の救済措置には、「Pay As Your Earn」(PAYE)の送金の遅延があっても罰則や利子が発動されないことや、所得税の暫定的支払いの送金の遅延があっても罰則や利子が発動されないこと、一定の雇用税優遇措置が加速されることなどがある。2020年5月1日には、救済措置の拡充等を含む同法案の修正案が公表された。

税務

仮納付の救済 – 会社、信託、個人

災害管理税救済行政法案には、資格を有する納税者と資格を有する零細企業による暫定税の繰り延べを規定する措置が含まれている。

当該法案では、「適格納税者」は次のように定義されている。

- 会社、信託、組合または個人
- 税務行政法において企図されている納税者
- 税務行政法で企図されているように税法に遵守していること
- 2020年4月1日以降2021年4月1日以前に終了する課税年度の総所得が100百万ランド以下であること
- 当該課税年度の総所得のうち、配当、外国からの配当及び賃貸等によって取得する所得が20%を超えないもの。但し、主な取引活動が不動産の賃貸である納税者には、この限りではない。

「適格納税者」に対し災害管理税救済行政法案は、以下を提供する。

- 2020年4月1日から2020年9月30日までに納税期限が到来する最初の仮納税額は、納税義務総額の15%（通常50%）に減額される。減額した納付に伴う罰則や利子は南アフリカ歳入庁（SARS）から課されない。
- 2020年4月1日から2021年3月31日までに納付期限が到来する第2回仮納税額は、見積納付税額総額の65%とする。納税者は第1回仮納税額と第2回仮納税額の合計が見積納付税額総額の65%（通常80%または90%）になる必要がある。減額した納付に伴う罰則や利子はSARSから課されない。
- 残高（課税年度の課税所得の35%）は、3回目の仮納付、すなわち、期末後6か月以内に行われる追加納付を行う際に、利子を避けるために全額を支払う必要がある。

事業主に対するPAYE救済

2020年3月1日までに従業員の納税について登録された居住者雇用主または代表雇用者である「適格納税者」（災害管理税救済行政法案で定義されている）は、総従業員の納税義務額（所得税法第4附則第2項(1)）の65%を支払うことができる。この繰延べは、2020年4月1日から2020年7月31日までの期間に控除または源泉徴収された従業員の税額に適用される。すなわち、SARSがその支払の遅延に対して行政処分と利息を課すことなく、PAYEの負債の35%を繰延べることができる。

繰延べたPAYE債務は、2020年8月1日から始まる6ヶ月間に均等分割でSARSに支払われなければならないが、最初の支払は2020年9月7日までに行われ、最後の支払は2021年2月5日までにSARSによって受理される必要がある。

技能開発税

災害管理税救済法案では、2020年5月1日から2020年8月31日までの期間、すべての事業主は能力開発税（SDL）の負担及び納付を免除される。

南アフリカ政府は当初、失業保険基金（UIF）と労働災害補償基金（COIDA拠出金）への雇用主と従業員の拠出金を一時的に削減することを検討していると発表していたが、詳細は明らかにされていない。

税務

期間の延長

- 災害対策税救済行政法案には、税法に定める一定期間の延長措置が盛り込まれている。これは2020年4月1日から施行され、ロックダウン期間における2020年3月26日から2020年4月30日までの期間は、法律上の効力を有しない日であって、租税法又は租税行政法の定める日数を数える上で考慮する必要はない。期間の延長は、例えば、関係資料を直接提出するための期限や、通知で指定された日付がロックダウン期間内である場合の税務調査等と関連している。
- 重要なのは、この規定が、紛争解決規定及びその付属規則に定める期間を延長し、かつ、評価が定める期間を延長することである。この規定は、納税者が書面による提出によって関連資料を提出することを要求される場合における、期間の延長は対象としていない。
- また、災害管理税救済法案には、関税法の運用に関する規定も含まれている。特に、同法案は、COVID-19の大流行に対するロックダウンに伴う関税関連の影響を決めるため、2020年3月26日から2020年4月30日までのロックダウン期間を、法的効力のない期間とみなすことを明確にする措置を盛り込んでいる。
- 改正された災害管理税救済法案では、法的効力のない期間を完全なロックダウン期間の最終日である2020年4月30日まで延長した。2020年5月1日からロックダウンがいくらか緩和されたが、多くの企業は、改訂されたロックダウン規則の下で閉鎖されたままであり、様々なレベルのロックダウンに対応するために、法的効力のない期間の救済措置がさらに改善された。

付加価値税（VAT）、為替レート、通貨変動

- 南アフリカでは、（付加価値税の標準税率で）付加価値税が課せられる供給に対するTax Invoiceをランドで発行する必要がある。南アフリカ歳入庁は、標準税率のインボイスが外貨で発行された場合におけるランド相当額を決定するために、承認された為替レートをBinding General Ruling 11（BGR 11）で定めている。
- BGR11は、供給者が（南アフリカ準備銀行のウェブサイトやその他のリソースで公開される）以下の為替レートのうちの1つを使用できることを規定している。
 - 供給が発生した日の日次為替レート
 - 供給の時の前の月の末日の日次為替レート
 - 供給時期の属する月の前月の月平均レート

- 上記2と3のオプションは、ランドの価値の歪みを招く「例外的な状況」には使用できない。例外的な状況としては、月中の外貨の暴落または外貨の10%以上の変動などがある。これらの場合、供給が発生した日の日次為替レートを使用する（つまり、オプション(1)を使用する）。
- SARSはまた、COVID-19の大流行への対応として、VAT規則に関する以下のガイダンスを発表した。
 - 一般に、物品の輸出にゼロレートが適用される場合、供給業者はゼロレートの適用を実証するための証明書類を入手する必要がある。
 - 動産を輸出しなければならない所定の期間があり、かつ、輸出を裏付ける書類を入手しなければならない。
 - これらの規定された期間を遵守していない場合は、供給業者は、輸出される商品の供給に標準税率でのVATを適用しなければならない。ただし、供給業者の管理が及ばない場合は、この限りでない。
 - 2020年3月26日に出されたBinding General Rulingは、SARSが現在のCOVID-19の状況を「販売業者、資格を有する購入者又は資格を有する者を代理する正当な権限を有する者の管理を超えている」と見なしていることを確認し、商品を輸出するために定められた期間をさらに3カ月間公式に延長した。

南アフリカ財務省は2020年4月23日に付加価値税（VAT）に関する声明を発表し、VATの救済は以下のとおりである。

- VATが還付ポジションの小規模VATベンダーは、2ヶ月ごとの還付ではなく、毎月VAT還付を一時的に申請することができることによる還付の迅速化。
- 南アフリカ歳入庁にケースバイケース申請をすることでの、COVID-19の災害により納税が不可能であることを示すことができる「大企業」（総売上1億ランド以上）への罰則の免除、および、総所得が1億ランド未満の事業者に対する罰則を受けない追加的な納付延期。

税務

炭素税申告と納付期限延長

- COVID-19の大流行により、炭素税の申告・納付義務の救済が2020年4月21日に発表された。炭素税関連の救済は、炭素税の会計報告書の提出と炭素税の最初の支払いに関する3か月間の延長である。会計年度末が2019年12月31日の年次の炭素税報告書の提出と炭素税の支払いは、2020年10月31日（従来は2020年7月31日）が期限となる。
- 炭素税は、炭素排出に対する環境税として運営されており、法律で定められた炭素税の閾値以上の複合容量で排出発電施設を運営しているすべての人は、南アフリカ歳入庁に登録し、炭素税の対象となる排出を発生させる排出施設の組み合わせに関する統合ライセンスを取得しなければならない。排出施設は「customs and excise manufacturing warehouse」として認可される。

レポ・レートの引下げ- 税務への影響

- 2020年4月14日に南アフリカ準備銀行は、2020年4月15日から「レポ・レート」（準備銀行が他の銀行にお金を貸す基準金利）を100ベース・ポイント（すなわち、1%）引き下げると発表した。これは、COVID-19の大流行に対応し2回目の金利引下げである（第1回は3月中旬）。1962年の所得税法58に含まれる規定は、納税者の課税所得の算定においてレポ・レートに依拠又は参照する。
 - レポ・レートの引下げは、セクション23 Mおよび23 N（金額が算出限度額を超えた場合に損金算入される利子費用を加算するセクション）で規定されている利息制限の計算に重大な影響を与える可能性がある。
 - 最近の予算案では、利子控除やその他の金融支払いの税処理が、南アフリカ歳入庁の重点分野であることが示されている。この点、納税者は各種の税計算（過少資本またはセクション23 Mおよび23 Nの計算を含むが、これらに限定されない）を行う際には、レポ・レートの動きを考慮する必要がある。

賃貸収入が減少する家主へのVATの影響

- 家主が見落としがちなのは、家賃の値下げ（例えば、パンデミックの影響を受けた経済状況に対応した賃料の減額）がVATの負担に与える影響である。家主は一般的に、自分が負担する費用に関する全ての仕入VATを請求することに関して問題はない。もし家主がグループ企業の一員であり、他のグループ企業に利子付き融資資金を提供している場合、その家主はかなりの利子収入を得ている可能性がある。賃貸収入が突然減少したにもかかわらず利息収入が発生する場合、家主はVATの負担リスクに直面する可能性がある。
- 主に課税対象となる供給を生み出した商業不動産の家主などの納税者は、供給全体に対する課税対象となる供給の比率が95%を超えている可能性が高いため、これまでVATの配分を適用する必要に直面したことはないと考えられる。この比率が95%を下回ると、納税者は請求可能なVATの割合を決定する際に、標準的な売上比率に基づく配分方法を適用せざるを得なくなり、その結果、仕入VATが制限されることになる。
- 発生した費用に対する仕入VATの請求が制限されているということは、家主が予想以上に高い売上VAT負担を負っている可能性が高いことを意味し、これは家主にさらなるキャッシュ・フローの制約をもたらす可能性がある。VATの支払いは1年を通して行われるため、キャッシュ・フローの制約は家主にとって重大なものとなる可能性がある。

人事

雇用の税インセンティブ (ETI)

ETIは、雇用主が若い求職者を雇用することを奨励することによって、若者の失業を減らすことを目的とした奨励策である。雇用者は、政府とのコスト・シェアリング・アレンジメントの観点から、SARSに支払う必要があるPAYEの額をETIの額だけ削減することで、若年者（18～29歳）を雇用するインセンティブを与えられている。これにより、雇用者は即時にキャッシュ・ベネフィットを受けることができる。

災害管理税救済行政法案では、ETI給付の延長について規定している。別段の指示がない限り、改正は2020年4月1日に施行されたものとみなされ、2020年7月31日以前に支払われた報酬に適用される。詳細は以下のとおりである。

- 「資格を持つ従業員」の定義が一時的に修正された。資格を得るための要件の緩和により、30歳以上65歳未満の従業員だけでなく、2013年10月1日以前に雇用されていた18歳から29歳の従業員もETIの資格を得ることができる。
- 「月額報酬」の定義は、その月に関して雇用者が資格のある従業員に支払った又は支払うべき金額を意味するように一時的に修正された。従業員の必要とする労働時間数（すなわち、月に160時間）への参照が削除された。従業員が1カ月当たり160時間未満勤務した場合の給与のグロスアップは要求されない。この改正は、2020年5月1日から2020年7月31日までのみ効力を有する。
- ETI法のセクション4における月当たり2,000ランドの最低賃金は、以下のカテゴリーの労働者や企業には適用されない。
 - 国内最低賃金の適用を免除される
 - 国家最低賃金法第3条が適用されない
 - 賃金規制措置が適用されない
- 賃金規制措置の遵守を目的とする報酬のグロスアップは、従業員が雇用され、かつ、月当たり160時間未満の報酬を支払われる場合には、必要とされない。
- インセンティブは、2020年4月1日から2020年7月31日までの期間において、「資格を持つ従業員」あたり1ヶ月につき最大500ランドから最大750ランドまで増額させた。
- 「資格を持つ従業員」ごとに請求できる金額は、添付の表に記載されている。

月額報酬	最初の12ヶ月
R0- R1,999	月額報酬の50% + R750
R2,000- R4,499	従業員当たりR1,750
R4,500- R6,499	$R1,750 - (0.875 \times (\text{月額報酬} - R4,500))$
R6,500 or more	R0

月額報酬	次の12ヶ月
R0- R1,999	月額報酬の25% + R750
R2,000- R4,499	従業員当たりR1,250
R4,500- R6,499	$R1,250 - (0.625 \times (\text{月額報酬} - R4,500))$
R6,500 or more	R0

- 雇用者が上記の資格を有する従業員に関して最初の24か月間のETIを要求した場合、または雇用者が資格を有する30歳から65歳の従業員を雇用した場合、ETIの額は次のように計算される。

月額報酬	ETIの金額
R0- R4,499	R750
R4,500- R6,499	$R750 - (0.375 \times (\text{月額報酬} - R4,500))$
R6,500 and more	R0

- 上記に加えて、ETI法第10条が明確化され、雇用者が利用できるETIが従業員の納税義務を超過している場合は、毎月末にSARSから償還を請求しなければならないことが示された。したがってSARSは、対応している雇用主ができるだけ早く現金を手に入れることができるようにするために、年2回から月1回へと、ETIの還付の支払いを加速する。SARSは、毎月の還付を可能にするようシステムを更新しなければならない。

人事

COVID19従業員・雇用者臨時救済制度

失業保険基金（UIF）への拠出金は、14,872ランドを上限とする月額報酬に関連して雇用者が源泉する必要がある。UIF拠出金の1%が従業員の報酬から差し引かれ、雇用主はそれと同額の1%を拠出する。

COVID19従業員・雇用者臨時救済制度（C-19 TERS）が2020年3月25日付け官報43161号で雇用労働大臣により公布され、その後2020年4月8日付け官報43216号で改正された。

当該制度は、国の災害の結果として収入のすべて（またはその一部）を失った従業員のためにUIFの下で特別な便益を創出し、それによってCOVID-19のパンデミックによる収入の損失の経済的影響を最小限にする。

- COVID-19の大流行の直接的な結果として、3ヶ月以内の事業の全部または一部閉鎖を行った場合、その企業はC-19 TERSの給付を得る資格を得ることができる。
- 事業主による事業活動の一時閉鎖の結果、収入の損失を被っているか、または被ることになる従業員で、2020年3月27日のロックダウンの開始前に雇用されていた従業員は、C19-TERSの給付を受ける資格がある。従業員が当該制度に関してC19-TERSを受け取ることができるのは、雇用者による追加的支払と給付の合計がどの期間においても、従業員がその期間における労働の対価として通常受け取るはずの報酬を超えない場合に限られる。従業員がロックダウン期間中に、交渉協議会からC-19-TERS給付を受ける場合、その雇用主は申請書を提出することはできない。すなわち、従業員は交渉協議会および雇用者の両方からC-19 TERSの給付を受けることはできない。
- C-19 TERSは一時的な救済措置であるため、そのメリットはUIFの通常のメリットから切り離されている。したがって、従業員が4日間働くごとに1日分の収入を累積し、4年ごとに最大365日分の収益を累積するという通常のルールは適用されない。また、臨時休業期間中の従業員の給与コストのみ支給される。この期間中に雇用主から全額支給される従業員は、これらの給付の対象ではない。
- 最大失業保険（UI）の給付は、雇用主がロックダウン期間中に従業員に賃金を支払うことができない場合、失業保険基金法（UIF法）第12条（1）bの給付構造に従って支払われる。ただし、雇用主が従業員に一部の支払いを行うと、UIのメリットはそれに応じて減少する。

- 雇用者は、一時休業をした事業を再開したときは、速やかに、その旨をUIFに通知しなければならない。雇用者は、利子を含めて未使用の資金を、事業を再開した日又は交渉協議会が締結した協定覚書が終了した日のいずれか早い日から10日以内にUIFに返還しなければならない。
- 当該制度は、短期のUIFの給付が適用される事例を以下のように規定している。

- 短期休業による損失

これは、ロックダウンの結果、従業員が雇用されているにもかかわらず、会社の業務の全部または一部を一時的に閉鎖したために全部または一部の収入を失った場合に適用される。

給付額の算定に当たって考慮される給与は、従業員一人当たり月額17,712ランドを上限とし、UIF法に規定されている所得代替率スライド・スケール（38% - 60%）により支給される。さらに、従業員の所得代替（IRR）スライド・スケールで決定された所得が月あたり3,500ランドを下回る場合、従業員にはその金額に等しい代替所得が支払われる。

- 疾病給付

従業員は、COVID-19の大流行のために14日間隔離されている場合、この給付を受ける資格がある。従業員が14日間、同意された事前予防的自己隔離にあったことの雇用主と従業員の両方からの確認書を、申請書と一緒に提出しなければならない。自己隔離期間については、診断書は不要である。

特別な状況において、従業員が14日を超えて隔離された場合は、医師の診断書も提出する必要がある。

- 死亡給付

この給付は、改正されたUIF法の第F部にに基づき、拠出者がコロナウイルスにより死亡した場合に適用される。志望者の生存している配偶者、パートナー、子供または指名された人は、（その順序で）この給付を申請する資格がある。その後、UIF法第12条（3）bによる所定の給付構成に基づいて、死亡者の受益者に給付が支払われる。

経済支援

COVID-19の大流行を受けて、以下のような経済支援策が実施された。

- 3月18日に、政府は中小企業支援策に関する作業を発表した。債務救済基金は、既存の債務と返済を救済し、COVID-19の流行時に中小企業を支援することを目的としている。債務救済基金の支援対象となる中小企業は、COVID-19が事業運営に与える影響もしくは潜在的な影響との間に直接的な関連性があることを立証する必要がある。中小企業振興省は集中登録制度（www.smmesa.gov.za）を設けており、そこで財政援助を必要とするすべての人々が登録を行い審査を受けることになっている。
- 「事業成長・レジリエンスファシリティ」では、COVID-19で問題となっている様々な製品を現地で製造・供給する中小企業を中心に、サプライ・バリュー・チェーンへの中小企業の継続的な参加を可能とし、運転資金、ストック、つなぎ融資、オーダー・ファイナンス、設備ファイナンス等を提供し、必要額は事業の資金需要に応じて決定する。
- 3月19日に、準備銀行はレポ・レートを6.25%から5.25%に100ベース・ポイント引き下げた。2020年4月14日には、レポ・レートがさらに100ベース・ポイント引き下げられ、4.25%となった。

主な情報ソース

- The draft Disaster Management Tax Relief Bill released for comment on 1 May 2020,
- The draft Disaster Management Tax Relief Administration Bill released for comment on 1 May 2020,
- Note 4(d) to Section D of Part 1 of Schedule No 6 to the Customs and Excise Act, No.91 of 1964 ("the Act")
- Government Notice No R424 of 27 March 2020
- SARS Media Release 27 March 2020 (Reference to Regulation No R398 IN Government Gazette 43148.
- Government Gazette 43161, dated 25 March 2020 read with Government Gazette 43216 dated 8 April 2020.
- South Africa: Additional VAT relief (COVID-19): <https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/04/tnf-south-africa-additional-vat-relief-covid-19.html>
- South Africa: Carbon tax return filing, payment deadline extended (COVID-19): <https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/04/tnf-south-africa-carbon-tax-return-filing-payment-deadline-extended.html>
- South Africa: Tax implications of "repo rate" reduction (COVID-19): <https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/04/tnf-south-africa-tax-implications-repo-rate-reduction.html>
- South Africa: VAT implications for landlords with rental income reductions (COVID-19) <https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/05/tnf-south-africa-vat-implications-landlords-rental-income-reductions.html>

決算・監査

ヨハネスブルグ証券取引所（JSE）

- 2020年3月26日にJSEは、金融行為監督機構（以下、FSCA）が、JSEから提出された財務報告期限の延長要請を検討したことを発表した。年度末が2019年12月31日、2020年1月31日、2020年2月29日および2020年3月31日の企業は、企業が要求する場合には、年度末の財務報告プロセスを完了するために2か月間の一時的延長が認められる。これは業績発表および年次財務諸表のみに関するものであり、中間決算発表には適用されない。

FSCA

- FAIS法に基づく金融商品取引業者の財務諸表の提出期限を4か月延長（ただし、登録銀行および登録保険業者を除く）
- 集団投資スキーム（CIS）管理者およびCIS管理者が管理するCISの、すべてのポートフォリオに関する財務諸表の提出期限を3か月延長（ただし、上場ポートフォリオを除く）
- 保険業者の事業収益に関する2020年4月30日の提出期限を、1か月延長し2020年5月31日とする。年金基金に関する財務諸表の提出期限を3か月延長
- 年金基金から提出される評価報告書の提出期限を3か月延長

会社法

- 会社法第30条では、会社は会計年度終了後半年以内に財務諸表を作成しなければならないが、2020年3月25日から2020年4月15日までの間に提出期限が到来する年次報告書の提出期限を2020年4月30日まで延長している旨の企業知的所有権委員会（CIPC）の公表以外は、財務諸表の作成期限の延長は現時点では公表されていない。JSEに上場していない監査またはレビューを要する企業は、当該規定に従う。

監査人独立規制委員会（The Independent Regulatory Board for Auditors、以下IRBA）

- IRBAは、COVID-19の影響を踏まえて、リスクの再評価、継続企業の評価、後発事象、会計上の見積等について慎重に検討することを会計監査人に要請している。そのため、企業は会計監査人より、COVID-19の影響を勘案した継続企業の評価、後発事象、会計上の見積等の評価を求められると考えられる。

概要

COVID-19への対応措置としてまず、勅令法6/2020、勅令法7/2020、勅令463/2020、勅令法8/2020、勅令465/2020、勅令法9/2020 および勅令法10/2020の7つの法令が公布された。これらは公衆衛生と一般経済に対する措置を含み、特に、封鎖（移動制限）実施の影響を受ける、観光業、中小企業（SMEs）、自営業者、個人に重点を置く。状況の重大さを鑑み、今後さらに多くの法律、法令、省令の公布が予測される（次の閣議でいつか発表される見込み）。こうした措置はスペイン全国レベルでの適用となり、地方・自治体レベルで追加措置の適用が実施される。

税務

経済活動維持のための資金の流動性の保障

－ 税納付期間の延期（勅令法8/2020 第33条）

- 3月17日付勅令465/2020は、警戒事態宣言の勅令463/2020において行政手続き期間が停止されたが、税務関連の期日には適用されないこと、また、具体的に税務申告、評価所得課税の提出期日には影響しないことを明確にしている。国家税務当局のウェブサイトで本決定が確認可能である。
- 一般的に税務分野での主な措置は、税務手続きの期日の調整で、一部は4月30日あるいは5月20日に延長されたが、重要な例外は、評価所得課税あるいは税務申告書の提出の義務については、通常の期日に従うとしていることである。
- 期日が延期される税務手続きをいくつか具体的に挙げる：(i) 税務当局の査定により生じる税金負債の支払い期間－自主的納付期間と強制的納付期間の両方、(ii) 既に承諾されている繰延・分割払いの合意に基づく納税期間と分割払いの失効日。
- さらに、2020年3月18日から2020年4月30日の間は、行政の強制的徴収手続きにおいて、不動産資産に対して保証は執行されない。
- 2020年3月18日から2020年4月30日の期間は、スペイン国税庁（STA）が実施する税務調査による税額査定、ペナルティ、レビュー手続きの最長期間の算定に算入しない。同様に、本期間は税務当局と納税者双方の権限に関する時効期間等にカウントされない。

暫定的財務支援措置

－ 税金負債の繰延（勅令法7/2020 第14条）

- 税金負債の支払い繰延は、申告期限が2020年3月13日～2020年5月30日のすべての税申告および納付に認可される。
- 資格：2019年度の売上高が6,010,121.04ユーロ未満の自営業者および中小企業（SMEs）
- 繰延条件：6か月間、最初の3か月間は利息はかからない
- この繰延は通常対象外となる次のような税金負債にも適用となる：源泉徴収と評価所得課税、付加価値税と法人所得税の分割納付

人事

事業活動の一時調整のためのより柔軟なメカニズム

- 不可抗力による労働契約の一時中断および労働時間短縮の手続きに関する特別措置（勅令法8/2020 第24条）
 - 申請手続は会社が行う。COVID-19がもたらした事業活動の損失についての報告書提出が必要。
 - 事業活動の損失に不可抗力が影響していると労働局が判断するものに限る。対象となる従業員数は不問。
 - 労働局は、労働・社会保障制度の審査報告を受け、申請後5日以内に裁決を言い渡す。
 - 労働・社会保障制度の審査報告は5日以内（延長不可）に作成されなければならない。
- COVID-19に関連した経済的、技術的、組織上および生産上の理由による雇用契約の中断・時間短縮に関する特別措置（第24条）
 - 労働者の法的代表者が不在の会社は、労働組合と所属する業界の最高会員から成る代表委員会を設置する。前述の代表者で委員会を成立できない場合は、労働者最多3名で結成する。
 - 会社と労働者との協議期間：最長7日間
 - 労働・社会保障制度の審査報告：最長7日間
- 不可抗力による労働契約の一時中断および労働時間短縮の手続きに関する特別措置（第24条）
 - COVID-19に関連する一時的不可抗力による労働契約の一時中断・労働時間の短縮の手続きでは、社会保障制度局は、認可された労働契約中断・時短の期間中の従業員の保険料の企業負担分およびその他徴収される負担金の納付を免除する。
 - 社会保障制度に加入する従業員数50名以上の会社は75%の免除となる。
 - 本免除は前述の保険料を納付した期間とみなされ、労働者には（将来の年金受給等に）なんら影響を及ぼさない。
- 失業手当の給付延長および年次税務申告の期間に関する特別措置（第27条）
 - 社会保障局は、労働者が失業保険の6か月延長する資格を持つ場合（申請の有無とは関係なく）、失業手当の受給を延長する職権上の権利を認められる。
 - 52歳をこえる失業保険受給者の場合、失業手当および保険料の支払いは、たとえ義務である年次所得税申告が法定期間外に行われた場合でも、中断されない。

有給休暇（勅令法10/2020）勤務時間の回復可能な有給休暇* 3月30日から4月9日まで必要不可欠でない業務に関わる従業員

- 労働者はサービスを提供をしていた時間に相当する報酬を得る権利を保持する。
- 勤務時間を回復する期間：警戒事態宣言の終了日の翌日から2020年12月31日
- 労働時間の回復については、会社と労働者の法的代表者の間で設けられる協議期間である最長7日間に交渉を行わなければならない。
- いずれの場合も、この時間の回復は、労働法と集団協定が定める一日および週当たりの最低休息時間を侵してはならない。また、適応する集団協定に定められる年間労働時間を超えてはならない。

人事

必要最小限の企業活動

- 勤務時間の回復可能な有給休暇を適用する会社は、不可欠な企業活動を維持するために、必要最小限スタッフ数または勤務シフトを設置可能である。この企業活動と最小限のスタッフ数・シフトは、通常の週末または祝日の勤務とみなす。

労働及び社会保障措置

- 勅令8/2020では不可抗力による状況（の業務活動の中断）に対応するための概括的な措置を採用した。現在では不可抗力の概念は拡大され、警戒事態宣言の到来により活動の不可抗力による停止を義務付けられる業種につき、停止義務のない業務の一部を受け入れるようになった。
- また、勅令8/2020に基づく臨時調整措置に関し、永続的な季節労働者が失業手当受給の資格を得られる状況について改定があり、6つの異なるシナリオにおいて活動を再開できない永続的な季節労働者への補償が拡大された。
- テレワークの優先と労働時間の適合・短縮の権利のいずれも勅令8/2020により定められ、“MECUIDAプラン”の対策が2か月間延長された。この施策は、警戒事態宣言解除後3か月まで継続され（原則8月まで）、政府によるさらなる延長の可能性もある。
- 試用期間中に雇用主から雇用契約を終了された労働者は、法的に2020年3月9日に終了していればその契約が終了したとみなされる。また、2020年3月1日付で、別の会社からの雇用契約のオファーを受取ったため、以前の雇用契約を自己都合で終了し、COVID-19がもたらした危機の結果として当該契約オファーが撤回となった労働者も同様のケースとみなされる。（COVID不可抗力による契約中断を行う企業が、従業員契約の終了、使用期間のカウントをどう計算するかは十分注意が必要である）
- 警戒事態宣言及びその延長期間は、雇用期間の計算、社会保障調査手続、労働及び社会保障関連法に関する法定期限または負債請求に対する時効の遵守に関する法定期間には考慮されない。
- 勅令11/2020は社会保険料の手続きに関し改正し、企業や自営業者は4月～6月の保険料納付を先延ばしすることができる。
- 2020年4月23日から1か月後の時点で、相互保険会社に登録しておらず、一時的に支払能力がなくなった自営業者が給付を国家雇用機関（National Employment Institute）によって補償されている場合、その自営業者は社会保障庁と協調する共済組合を選ばなければならない。共済組合が自営業者の活動停止及び一時的な支払不能に関する保護と支払義務を担う。また別に勅令は勅令8/2020の下、活動中止への特別手当も規定している。
- 社会保障違反罰則法（SSIPL）の改正については、勅令9/2020の修正により、勅令法に想定される例外的な手当を含んだ違反の範囲が拡大され、不正に手当を受給するための書類偽造のみならず、不当な手当を生じさせる虚偽又は不適切なデータの報告にまで言及されている。会社が不正に受取った手当は自動的に返金となり、さらに労働者が不正に受取った失業手当による連帯責任が定められている。

経済支援

経済活動維持のための資金の流動性の保障

- 企業・自営業者の金融機関からの融資を国が保証する与信枠の承認（勅令法8/2020 第29条）
 - 金融機関の企業・自営業者への融資を国が保証する与信枠の承認。経済・デジタル改革省は、金融機関による融資額100,000百万ユーロまで保証を供与する。
 - 必要条件は、保証の適用最長期間も含め、閣僚会議で制定され、適用のための施行法の制定は不要。
 - 本法および閣僚会議で合意される条件に基づいて認められる保証は、国庫補助に関するEU法に準拠する。
- 企業と自営業者への融資目的とした、スペイン公的信用機関（ICO）の与信枠の拡大のため、ICOの純債務限度額のを引き上げ（第30条）
 - 企業、特に中小企業と自営業者に追加的な資金繰りを供給するために、国家予算法が定めるICOの純債務限度額を10,000百万ユーロ引き上げる。短期、中期、中長期のICO与信枠から金融機関を通じて実施され、大企業の場合は、ICOの融資に関する方針に従って、直接資金供給する。
 - ICOの決定機関は、より多くの資金を準備し、資金供給を柔軟化し、ICOの定款にある必要な財務均衡を保ちながら、企業の資金調達を改善するための必要な措置を採用する。

政府は1,000億ユーロ金融緩和措置を発表

- 3月24日、閣議は1回目の支出として200億ユーロを承認した。これは必要に応じて拡大可能である。
 - 目的：企業の資金の流動性を維持し、COVID-19のための臨時支出に対応するため、50%（100億ユーロ）は従業員が250名未満の会社および自営業者のために使用される。
 - 保証：中小企業（SMEs）が銀行に申請する貸付の80%まで。大企業の場合70%まで。数ヵ月内に更新が予定されている貸付の60%まで。
 - 緊急事態宣言前（Pre-crisis）の貸付について銀行はキャンセルできない。
 - 貸付保証の最大満期は5年で、貸付はこの満期を超過しない。
 - 申請期日：2020年9月30日
 - 利息：銀行は貸付利息を制定する。保証料：「企業の負担」となり、20~120bps
 - 資格：2019年12月31日現在、不履行でなく、2020年3月17日に破産手続き中でないすべての企業と自営業者はこの保証付融資を申し込むことができる。
 - 管理：ICOが金融機関と協力して管理する。
 - 基準：最大貸付は以下のように定義する。
- 2019年度売上の25%
- 2019年度給与の24か月分
- 申し込み：ICOが提携契約を締結している金融機関を通じて行う。
 - 3月18日以降サインした貸付に遡って有効である。
 - ICOは、金融機関との提携契約を準備している。

経済支援

政府は1,000億ユーロ金融緩和措置を発表 (つづき)

- 第2回目 4月10日、閣議は2回目の支出200億ユーロを承認した。必要に応じて拡大可能。
 - 目的：企業の資金の流動性を維持し、COVID-19のための臨時支出に対応するため、100%（200億ユーロ）は従業員が250名未満の会社及び自営業者のために使用される。
 - 申請期日：2020年6月30日、9月30日まで延長可能。
 - その他条件は第1回目に同じ。
- 第3回目 5月10日、閣議は3回目の支出245億ユーロを承認した。必要に応じて拡大可能。
 - 目的：企業の資金の流動性を維持し、COVID-19のための臨時支出に対応するため。
 - 100億ユーロを従業員数250名未満の会社及び自営業者のために使用
 - 100億ユーロを大企業のために使用
 - 40億ユーロをオルタナティブ債券市場（MARF）により発行された債務証券を保証するために使用
 - 5億ユーロはCERSAを通じて相互保証団体のために使用
 - その他条件は以前と同じ。
- 第4回目 5月20日、閣議は4回目の支出200億ユーロを承認した。必要に応じて拡大可能。
 - 目的：企業の資金の流動性を維持し、COVID-19のための臨時支出に対応するため、50%（100億ユーロ）は従業員が250名未満の会社および自営業者のために使用される。
 - 申請期日：2020年9月30日。その他の条件は以前と同じ。
- 第5回目 6月17日、閣議は5回目の支出155億ユーロを承認した。
 - 目的：企業の資金の流動性を維持し、COVID-19のための臨時支出に対応するため。
 - 75億ユーロは従業員数250名未満の会社及び自営業者のために使用
 - 50億ユーロは大企業のために使用
 - 25億ユーロは、観光業界の従業員250名未満の会社及び自営業者のために使用。
 - 5億ユーロは、自動車業界の企業および業務用車両の購入に使
 - 申請期日：2020年9月30日。

経済支援

企業金融の強化のための措置

エネルギーの多様化及び節約のための機関

- 勅令15/2020は、公共事業体であるエネルギー多様化と節約のための機関（IDAE）に、払い戻し可能な助成金又は援助プログラムで受けた貸付金の返済の延期を許可する。

保険補償コンソーシアム Insurance Compensation Consortium

- 同様に、保険補償コンソーシアムが信用保険リスクの再保険会社として活動することが認可される。

国の保証方針 (Line of state guarantees)

- クレジット会社から受ける融資をカバーし、企業及び自営業者の資金の流動性を支援するために導入された措置を強化するよう、勅令8/2020により承認された国が支援する1,000億ユーロ金融緩和政策に関し、勅令15/2020は、3つの補助措置を採択する：
- 先ず第一に、スペイン保証株式会社（Compañía Española de Reafianzamiento Sociedad Anónima（CERSA））が認可する保証は相互保証会社の保証能力を高めるために強化される。
- 当該措置は、上述の保証がスペインブローカー協会債権市場(AIAF)及びオルタナティブ債券市場 (MARF)における約束手形をカバーするために設けられた。
- 最後に、2020年12月31日までに最高1,000億ユーロを支出する金融緩和措置について確約が規定されている。政府は1,000億ユーロ金融緩和措置を発表

また勅令はこの一連の保証に関して、運輸・モビリティ・都市化相が、勅令11/2020が制定するCOVID-19により脆弱な状況にある家庭のために12億ユーロまでの保証を許可し、家賃の支払い猶予の措置を実施する。これにより、金融機関から固定目的ローンを確認する。

決算・監査

会社法、商法に関する措置

民間企業の役員会の開催方法などに関する措置および上場企業の運営に関する特別措置が定められた。

特に注目すべき措置

- ビデオ会議および会議なしの、書面による決議の採択
- 法人の役員会が通常／簡易の個別財務諸表または連結財務諸表を作成する期間は会計年度末より3か月間であるが、これを警戒事態宣言終了日まで一時停止し、宣言終了日よりさらに3か月とする。
- 上場企業の場合、アニュアルレポートの作成およびスペイン国家証券取引委員会（CNMV）への提出、また財務諸表の監査報告書発行に係る義務について一連の例外措置が導入され、年度末より6か月以内に遂行、株主総会の開催は事業年度の最初の10か月以内とし、2020年の10月までを期日とする。

この一連の措置は、警戒事態宣言中の商業登記所への財務諸表登記の中断による期限の停止により補完される。

概要

COVID-19への対応措置として総額約600億CHFの経済施策が準備されている。これらの施策は雇用の維持、賃金の確保、自営業者の保護を目的としている。社会保険料や税金の支払期限の延長や関連する利息の減免も行われている。

税務

支払期限の延長

- 2020年3月20日～12月31日の間はVATや特定領域の関税、特別消費税、インセンティブ・タックスについて支払いを繰り延べることが可能。その間の利息も発生しない。同様の措置が2020年3月1日～12月31日の間の直接連邦税に対しても適用されるが、源泉税や印紙税には適用されない。州（Canton）レベルにおいても州税について同様の措置が取られている。なお、同制度の適用を受けるためには事前に申請を行うことが求められる。

個人所得税

- 各州において2019年の個人所得税の申告期限は2020年3月31日であったが、延長が認められている。延長後の期限は州によって異なるが、2020年5月31日、6月30日、7月31日、9月15日のいずれかである。
- 連邦個人所得税についても2020年3月1日から12月31日までの間に申告期限が到来する場合には無利息で支払いの繰り延べが認められている。

関税

- 2020年4月10日～10月9日の間、一部の医療品については輸入関税が撤廃されている。
- 対象となる商品コードは以下の通り。2847.0000 3808.9480 3926.2010 3926.2090 3926.9000 4015.1100 4015.1900 4015.9000 4818.5000 4818.9000 6113.0000 6114.2000 6114.3000 6114.9010 6114.9090 6116.1000 6210.1000 6210.2000 6210.3010 6210.3090 6210.4000 6210.5010 6210.5090 6211.3200 6211.3300 6211.3910 6211.3990 6211.4210 6211.4290 6211.4300 6211.4910 6211.4920 6211.4990 6216.0010 6216.0090 6307.9099 6505.0010 6505.0080 6505.0090 9004.9000 9020.0000

人事	経済支援
<p>社会保険料の支払い繰り延べ</p> <ul style="list-style-type: none"> - 社会保険料についても支払いの繰り延べが2020年9月末まで可能であり、こちらについても繰延期間に対する利息は発生しない。 <p>短時間勤務補償の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> - 短時間勤務補償制度（勤務時間の短縮を行った結果発生する賃金の減少は失業保険で補償される）につき従前は雇用期間に定めのない従業員が対象であったが、有期雇用や臨時雇用の従業員、実習生にまで対象が拡大された。 - 申請手続も簡素化されており待機時間も撤廃された。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> - 育児のために欠勤せざるを得なくなった従業員及び医師から自己隔離を指示された従業員についても休業補償金が支給される。具体的には月給の80%（1日当たり196CHFが限度）が補償される。なお、自己隔離による場合には1人当たり10日間が限度となる。 - 医療機関については例外的に労働法に定める労働時間の拡大や休憩時間の短縮が一時的に認められている。 	<p>中小企業向け融資</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2020年3月26日、銀行団によって中小企業（2019年の売上が5億CHF未満）支援のための融資施策がスタートした。中小企業は2千万CHFを上限に売上高の10%まで融資を受けることが出来る。50万CHFについては政府が100%保証するため無利息であり、即日振込が行われる。50万CHFを超える部分については政府の保証の範囲は85%であり、利息も0.5%発生する。貸付期間は5～7年。 - ランニングコストを補填することを目的としているため、同制度を利用して受けた融資を返済するまでは配当を行うことが出来ない可能性がある。 <p>新興企業向け融資</p> <ul style="list-style-type: none"> - 政府及び州は共同で新興企業向け融資に対して保証を提供している。具体的には、政府は融資額の65%(1百万CHFが限度)を、新興企業が所在している州は融資額の35%(2019年のランニングコストの3分の1が限度)を保証する。同制度の適用を受けるためには2020年8月31日までに申請を行う必要がある。

決算・監査	主な情報ソース
<p>債務超過の通知義務</p> <p>2020年4月20日以降、以下の条件をともに充足する場合には取締役会または監査人は会社に債務超過の疑義が生じた場合に生じる裁判所への通知義務が免責されている。</p> <ul style="list-style-type: none">2019年12月31日時点で債務超過ではなかったこと。2020年12月31日時点で債務超過が解消される見込みであること。	<ul style="list-style-type: none">— COVID-19 landing page of KPMG Switzerland: https://home.kpmg/ch/en/home/insights/2020/03/coronavirus-business-continuity-plan.html— Switzerland: Tax measures in response to coronavirus (COVID-19): https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/03/tnf-switzerland-tax-measures-response-coronavirus.html— The Federal Council of Switzerland: https://www.admin.ch/gov/en/start.html— Guidance on transitional credits: https://covid19.easygov.swiss/— Guidance on allowed / prohibited activities: https://www.bag.admin.ch/bag/en/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/massnahmen-des-bundes.html

概要

トルコ政府は、COVID-19のパンデミックに取り組むため、減税と納税の延期、信用保証、ローン返済の遅延を含む財政保証に関連する一連の措置を約束した。

税務

- 2019年度の個人所得税の申告期限と納付期限が、2020年3月31日から4月30日まで1か月延長された。
- 源泉所得税申告書とVAT申告書について、下記に列挙された納税者（これらの納税者は、4月1日から6月30日までの3か月間、不可抗力下にあるとみなされる）について、4月、5月、6月が期限の源泉所得税とVATの申告期限が2020年7月27日まで延長された。また、納付期限は6か月延長され、それぞれ、10月27日、11月27日、12月27日に延びた。
 - 事業所得、農業所得、職業的所得に対する税金債務を有する納税者
 - 主な活動内容が下記のいずれかである納税者
 - ✓ ヘルスサービス、家具製造、鉄鋼業、鋳業、採石業
建物建設サービス、工業用キッチン製造、自動車製造および貿易、自動車産業向けの部品および付属品の製造、車両レンタル、ロジスティクスや輸送を含む保管活動
 - ✓ 映画館や劇場などの芸術サービス、書籍、新聞、雑誌の出版、および印刷を含む同様の印刷製品
 - ✓ ツアーオペレーターや旅行代理店を含む宿泊施設サービス、レストラン、カフェ、繊維およびアパレルの製造と貿易を含む飲食サービス
 - ✓ 公共関係を含むイベントおよび組織的サービス部門
 - 一時的に活動停止が決定した納税者
- 上記に列挙されたセクターの雇用者（ヘルスサービス、建物建設サービス、芸術サービスなど）について、4月、5月、6月の社会保険料の支払い期限が6か月延長された。
- 宿泊税の導入が、2020年4月から2020年11月に延長された。
- 2020年3月26日までに申告すべきVAT申告書の申告と納税期限が、2020年4月24日まで延長された。
- 電子帳簿の作成と署名の期間、および電子元帳の読み込み期間は、2020年4月30日まで延長された。
- リサイクル貢献料の申告期間は、毎月から6か月ごともしくは3か月ごとに修正された。

関税

- 2020年4月8日より、原産地証明書とForm.Aの文書はMEDOSシステムを介して電子的にのみ署名される。
- A.TRドキュメント（EU諸国とトルコ間の貿易で使用される通関文書）の有効期間の計算にて、2020年2月1日から2020年6月30日までの期間は考慮されず、期間計算は2020年7月1日からカウントされる。

経済支援

トルコ中央銀行（CBRT）は、2020年3月17日と31日に、COVID-19の経済的および財政的影響に対して取られる措置について発表した。

2020年3月31日に発表された措置

- 1) 銀行に流動性管理の柔軟性を提供するため、オープンマーケットオペレーション（OMO）ポートフォリオに基づく完全な購入操作は、フロントローディング手法で実行でき、これらの制限は市場の状況に応じて変更される場合がある。
- 2) 一時的に、プライマディーラー銀行は、失業保険基金から購入した政府国内債券をCBRTに売却することができる。これは、失業保険基金の流動性ニーズが市場の機能に及ぼす可能性のある影響を含む金融の安定を支援することを目的とする。
- 3) トルコ中央銀行で実施されたトルコリラおよび外国為替業務では、資産担保証券およびモーゲージ担保証券が担保プールに含まれる。これらの証券を担保として受け入れることは、同様の証券発行の流動性を高め、資本市場を深めることに貢献し、トルコリラおよび外国為替市場の流動性管理における銀行の柔軟性を強化する。
- 4) 企業セクターへのクレジットフローを確保するために提供される、対象となる追加の流動性ファシリティの制限が引き上げられる。
- 5) 輸出企業の融資とサービスへのアクセスを容易にし、雇用の持続可能性をサポートするために、トルコリラ建ての輸出割引クレジットおよび外貨獲得サービスが拡張される。

2020年3月17日に発表された措置

- 1) トルコ中央銀行は、日中および夜間の常設施設を通じて銀行に必要なだけの流動性を提供する。
- 2) トルコ中央銀行の主要な政策手段である1週間のレポオークションに加えて、当行は必要な日に最大91日間の満期をもつレポオークションを通じて市場に流動性を注入することができる。
- 3) プライマディーラーシステムをサポートするために、オープンマーケットオペレーション（OMO）のフレームワークにおけるプライマディーラーの流動性制限が引き上げられた。
- 4) 現在米ドルに対して利用可能な、1、3、6か月の満期の従来の（マルチプライス）スワップオークションは、ユーロと金に対しても利用できる可能性がある。
- 5) 外貨準備要件の実務の範囲内で実際の信用成長条件を満たす銀行のすべての負債タイプおよびすべての満期ブラケットにおいて、外貨準備要件比率は500ポイント削減される。この決定により、実際の信用成長条件を満たす銀行には、約51億米ドルのFXと金の流動性が提供されると予想される。
- 6) 企業セクターへの途切れないクレジットフローを確保するために、銀行に追加の流動性ファシリティが提供された。適格な銀行がこの新しい流動性ファシリティから受け取ることができる資金の最大額は、この銀行がすでに提供した、または企業部門に提供する信用の額にリンクされる。

経済支援

2020年3月17日に発表された措置 (続き)

- 7) トルコ中央銀行は、最近の世界的な経済の不確実性と国際貿易における逆境が企業に及ぼす可能性のある悪影響を緩和するために、輸出および外国為替収益サービスの割引クレジットに関する以下の措置を導入した。
- 2020年3月18日から2020年6月30日までに予定されている再割引クレジットの返済の満期は、最長90日間延長できる。
 - 輸出契約がまだ履行されていない再割引クレジットと、2020年3月18日から2020年6月30日まで使用される再割引クレジットに対して、追加の12カ月の輸出契約履行時間が提供された。
 - 再割引クレジットの最大満期日は、短期のクレジット利用の120日から240日に、長期のクレジット利用の720日に延長された。
- 2020年3月26日の官報に掲載された法律No. 7226により、COVID-19に基づく強制的な理由のため、短期間の仕事をする必要がある従業員をサポートするために、短期労働手当の申請プロセスが簡易化かつ短縮された。
- 2020年3月27日の銀行規制監督庁（BRSA）の決定No. 8971により、銀行、金融リース、ファクタリングおよびファイナンス会社によって拡張された消費者ローンおよび自動車ローンの元利金支払いは、消費者の要求に応じて2020年12月31日まで延期される。また、延期された期間は、満期制限の決定において考慮されないものとする。

投資インセンティブ

- COVID-19の影響により投資が未完了のものについて、投資インセンティブ証書が2020年3月11日以前に発行された場合は、最高1年の追加の投資期間が認められる。

決算・監査

- 会計および監査基準局“KGK”への基本通知（新しい契約の通知や契約終了の通知など）の期間が2020年5月31日まで延期された。
- 2020年3月19日の資本市場委員会の決定により、上場企業について、資本市場委員会への財務諸表の通知期間が30日間延期された。



United Arab Emirates (1/3)

概要

UAE政府はUAE非居住者の入国を禁止し、関税や地方税の削減、金利の引き下げなどを実施している。緊急経済対策は270億米ドルとなり、COVID-19の経済に与える影響の抑制を試みている。

税務

COVID-19による財務及び手続き上のインパクトを抑えるためUAEの税務当局は2020年3月の物品税の申告及び納税期限を1か月延ばし、4月15日から5月17日とした。

これを法律上可能にするため、2020年3月1日にスタートする物品税の対象期間を3月31日までであったものを4月30日までとし、2か月分の物品税を申告することとなった。

物品税の対象期間を4月30日に延ばしたが、税務当局は物品税の登録納税者に対して以下の要求をしている。

- 3月分と4月分を分けて申告書を提出すること
- 3月分と4月分を合算して5月17日まで納税すること

ドバイ

ドバイ政府はCOVID-19の感染拡大に応え流動性を確保するため経済刺激政策を下記の通り2020年3月12日に発表した。

- ドバイで販売された製品の輸入に課せられた関税を20%還付
- 関税書類の提出に課せられる手数料を90%免除
- ドバイで運営している施設に係るマーケットフィーと称する地方税2.5%を免除
- ホテルにおける売上に課せられる地方税を7%から3.5%に引き下げ
- 娯楽やビジネスイベントに関するチケットの売上や許可証の発行手数料や、政府の手数料の凍結
- 水道及び電気料金の10%値下げ、水道及び電気料金関連の保証金の10%値下げ
- 銀行保証や現金預託ルールの変更

アブダビ

アブダビ政府は中小企業を支援する施策、及びローカル企業への貸付をしやすくする以下の施策を発表した。

- 2020年末まで不動産登録料を免除
- 工業用土地の新規リース契約料を25%引き下げ
- 今年末まで観光および娯楽産業に課せられる税金の凍結
- 今年末まで商用車の年間登録料を免除
- 今年末まで全ての車に対して道路通行料金を免除

税務

ドバイ

UAEの経済界へのCOVID-19の影響を抑えるためドバイ政府はいくつかの短期的な経済刺激政策を打ち出しました。その一環として関税に関する施策が発表された。

UAE国内で販売される輸入品に課される関税の1%分が還付される。2020年3月5日～6月30日の間に輸入される製品で5%の関税が適用されているものについては5%分の関税が還付される。

2020年3月15日～6月30日の間、ドバイ及びHamriyah港においてUAEで登録されている伝統的な木製の商業船については到着及び出発に係る係留フィー及び荷役に関する直接・間接のフィーが免除される。

税関の仲介活動を行う際に要求されている5万ディルハムの銀行保証が停止されている。すでに預託した銀行保証や預託金は返金される。

関税の還付

以下の要件をすべて満たす輸入に関して1%分の関税が還付される。

関税率5%

- UAEのドバイ税関を通しての輸入
- 関税を全額納税済み
- 3月15日～6月30日の間の輸入
- UAE国内で再販売される
- 最低還付金額：100ディルハム以上の還付に限る
- 輸入申請タイプ：以下の輸入申請タイプが還付の対象
- 他国からの輸入
- フリーゾーンからの輸入
- 保税倉庫からの輸入
- もともと還付対象となっている関税（再輸出などの場合）の還付は対象外
- 自動関税移転を目的とした輸入やMakasa手続きによる還付（GCC諸国への再輸出など）の対象となっている関税は対象外



United Arab Emirates (3/3)

人事	経済支援	主な情報ソース
<p>外国人居住者の海外への渡航禁止措置が延長された。 この措置が長引けば海外からの駐在員への影響が大きくなると想定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - UAE中央銀行は金利を0.75%削減したが、レポ金利は現状維持 - UAE中央銀行は270億米ドルの緊急経済対策を公表した。これに加えドバイ政府は独自に4億9百万米ドルの緊急経済対策を公表した - COVID-19より影響を受けた企業に対して借入の元本返済及び利息の支払いを一時的に免除。また、新規借り入れや与信枠の拡大に関して金融機関が貸付しやすい環境の整備を図っている。更に、各種免除や割引措置を図り金融の安定化を図る <p>ロックダウン措置の緩和</p> <p>4月24日からレストランは30%の収容で運営が許可された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - ドバイ及びアブダビにおけるCOVID-19対策税務免除 - https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/03/tnf-uae-tax-relief-included-in-responses-to-coronavirus-in-dubai-and-abu-dhabi.html - UAE政府関税還付、ドバイ関税免除: https://home.kpmg/us/en/home/insights/2020/03/tnf-uae-customs-duty-refunds-customs-relief-in-dubai-covid-19.html

概要

- 英国政府は2020年5月11日に「回復戦略」を発表し、5月13日から、在宅勤務ができない人が職場での社会的距離を維持できるならば、仕事に戻ることを積極的に奨励されている。
- 2020年6月1日から、小学校も再開し始め、6月15日から、日常生活に不可欠でない小売店(non-essential retail)はCOVID-19で保護されたガイドラインを満たすことができる場合に再開可能となった。
- 2020年7月4日から、社会的距離が確保できれば、閉鎖する必要があった残りのビジネスや施設の一部が再開可能となった。

税務

ビジネスレート（固定資産税）の救済措置：

- 2020年／2021年税務年度では、イングランドとスコットランドのすべての小売業、接客業、レジャー業に対してビジネスレートが免除
- 北アイルランドでは、2020年4月から6月にかけて、すべての事業主に対し、（公共部門と公共事業を除く）ビジネスレートが免除
- 事業活動に困窮した企業は、地方自治体に「苦難救済」を要求できる場合もある

付加価値税（VAT）の救済措置

- 付加価値税（VAT）についての措置として、2020年3月20日から6月30日までに納付すべきVATについては、課税年度の終了（2021年3月31日）まで納税猶予が可能
- 輸入VATとVAT_MOSS（EU加盟国にデジタルサービスを販売した際に課せられるVAT）は繰り延べの対象外。
- 繰り延べする場合、HMRCへの連絡は不要（手続きはない）。ただし、繰り延べする場合でも、VAT納税申告自体は引き続き必要。

所得税の救済措置

- 自営業者の2020年7月31日までに納税する所得税については、2021年1月31日まで納税猶予が可能

納税猶予措置（HMRC's Time To Pay service）

- 上記VATおよび所得税以外の税目についても、経済的被害を被ったすべての企業および自営業者に対し、納税猶予措置（Time To Pay service）を講ずる。当該納税猶予措置はケースバイケースによる状況に応じて認められる。納税者はHMRC（HM Revenue & Customs, 英国歳入税関庁）の専用ヘルプデスク0800 0159 559を通じて納税猶予を申請することができる。

税務

重要な医療用品に係る輸入関税の免除

- 人工呼吸器、コロナウイルス検査キット、防護服などの重要な医療機器の輸入関税が免除される。
- 詳細なガイダンスは未公表。

2020年5月31日までに提出されていないFATCAおよびCRSレポートの救済措置

- 2020年5月31日までに提出が必要なForeign Account Tax Compliance Act(FATCA)およびCommon Reporting Standard (CRS) レポートについて、「COVID-19関連の問題」による報告遅延を行った金融機関については、「正当な理由(reasonable excuse)」として、遅延ペナルティの対象外となる。
- 期限内に提出できていない金融機関は、COVID-19関連の問題が解決された後速やかに報告する必要がある。

旅行制限による税務上の居住地および恒久的施設 (PE) のガイダンスの公表

- HMRCおよび経済協力開発機構(OECD) は、COVID-19に対応するための法人税の居住地と恒久的施設に関するガイダンスを発表した。
- OECDは例外的な状況が税務上の居住地や恒久的施設 (PE) などの税務ポジションに変化を引き起こすべきではないとしている。
- HMRCもOECDと同様の見解を示しており、また、HMRCの既存のガイダンスは、旅行制限の影響に対処できるだけの十分な柔軟性をすでに提供していると述べている。

見積損失額に基づく法人税の繰戻し還付のガイダンスの公表

- 企業はCOVID-19による「異例の事態」により当期に甚大な損失が予測される場合、その見積損失額に基づいて、前期の会計期間に納税した法人税を当期の会計期末前に、繰戻し還付請求することが可能。
- 企業は請求をサポートするための「十分な根拠資料」(例えば、請求日現在までの経営管理目的の当期の財務諸表、取締役提供された収益予測レポート等) を提出する必要がある。

税務

EU義務的開示ルール (DAC6) の報告期限の延長

- HMRCがEU義務的開示ルール(DAC6)の報告期限を6ヶ月延長することを発表
- 遡及期間 (Look back period (2018年6月25日から2020年6月30日)) に係る報告対象取引の報告期限を2021年2月28日に延長 (当初2020年8月31日期限)
- 2020年7月1日から2020年12月31日間の報告対象取引の報告期限を2021年1月30日までとする (当初、2020年7月1日以降の報告対象取引は30日以内に報告)
- 2021年1月1日以降の報告対象取引は30日以内に報告

経済支援

Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS)

- 売上が45百万ポンド以下の企業は、British Business Bank (BBB) Schemeの下で最大5百万ポンドを最大6年間（最初の12か月間は無利息）で借り入れることができる。英国政府が元本の80%を保証し1年間の利息をカバーする。
- 45百万ポンドについては、個別財務諸表ではなくグループベースで判定される。
- 同制度の適用を受ける際は既存の取引銀行に連絡を入れる。

Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme (CLBILS)

- 売上が45百万ポンド超500百万ポンド以下の企業は、最大25百万ポンドを借り入れることができる。売上が500百万ポンド超の企業は最大50百万ポンドの借入が可能。CBILSと異なり利息は発生する。英国政府が元本の80%を保証する。

COVID-19 Cooperate Finance Funding Scheme (CCFF)

- 以下の3要件を充足する企業についてはCPを引き受けてもらえる。
 - (1) 英国経済に大きく貢献していること。
 - (2) COVID-19以前の財政状態が健全であること。
 - (3) 短期または長期投資に関するGrade Credit Ratingを有していること、もしくは同等の財務健全性を有していることを証明できること。

経済支援

Job Retention Bonus

- 一時帰休の雇用維持促進のため、業務に復帰し、少なくとも2021年1月まで継続して雇用されている場合、従業員1人当たり1,000ポンドが雇用主に支払われる。ジョブリテンションスキーム(一時帰休従業員への給与給付制度)の終了後の2020年11月から2021年1月までの間に、月平均520ポンドの給与が支払われている従業員が対象となる。

Kickstart Scheme

- 失業者・低所得者への社会保障（ユニバーサル・クレジット）受給中且つ長期的な失業リスクがあると考えられる16～24歳の若年層を新規に雇用する事業者には、該当採用者の最低賃金週25時間分の給与と社会保障等の雇用主負担分を6カ月間政府が支給する。
- 無給研修制度（traineeships）の研修生（16～24歳）に新たに就業機会を与えるイングランドの事業者には、研修生1人当たり1,000ポンドを支給。また2020年8月から2021年1月に職業教育制度（apprenticeships）の実習生を新たに採用するイングランドの事業者には、25歳未満の実習生1人当たり2,000ポンド、25歳以上の実習生1人当たり1,500ポンドを支給。職業教育制度（apprenticeships）の実習生を新たに採用するイングランドの雇用主には、2020年8月1日から2021年1月31日までの間に、新しい実習生を雇用するための資金が提供される。16～24歳の実習生1人当たり2,000ポンド、25歳以上の実習生1人当たり1,500ポンドが支給される。
- 無給研修制度（traineeships）の研修生に新たに就業機会を与える雇用主には、研修生1人あたり1,000ポンドが提供される。
- 若者や失業者が仕事に就くのを支援するために、さまざまな資金が提供される。求人センターのワークコーチの数を2倍にし、セクターベースのワークアカデミーの数を3倍にし、学校や大学の卒業生向けのコースを提供する。

Eat Out to Help Out

- 政府は2020年8月に、参加するレストラン、カフェ、パブ、またはその他の対象となるフードサービス施設で、食事ごとに1人あたり10ポンドを上限にすべての消費者に50%割引を提供する。「Eat Out to Help Out (助けるために外食しよう)」と呼ばれるこの制度の割引は、無制限に使用でき、月曜日から水曜日までの曜日限定である。

VAT引き下げ

- 2020年7月15日から2021年1月12日まで、ホスピタリティ業と観光業のVATの標準税率が20%から5%に引き下げられる。これは、レストラン、テイクアウトフード、ノンアルコール飲料、宿泊施設、遊園地等に適用される。

その他

- 住宅購入時の印紙税（Stamp Duty Land Tax）の控除額引き上げ12万5,000ポンドから50万ポンドに。2020年7月8日～2021年3月31日）
- 住宅所有者や家主が家をよりエネルギー効率の良いものにするために費やした費用1ポンドごとに、少なくとも2ポンド、世帯あたり5,000ポンドを上限とした、合計20億ポンドの「Green Homes Grant」スキームを提供する。最低所得層には、このスキームにより1世帯当たり最大10,000ポンドのエネルギー効率対策資金を提供する。

決算・監査

3月16日に英国の監査法人を管轄しているFinancial Reporting Council（FRC）からCOVID-19に関する監査のガイダンス（追加の監査手続の例示、および、期限を遅延したとしても監査手続を適切に実施すべき旨が記載）が公表された。

[https://www.frc.org.uk/news/march-2020-\(1\)/guidance-on-audit-issues-arising-from-the-covid-19](https://www.frc.org.uk/news/march-2020-(1)/guidance-on-audit-issues-arising-from-the-covid-19)

3月25日にCompanies Houseより公開・非公開を問わず法定期限到来前に事前申請を行えば、法定計算書類のファイリング期限を3か月延長出来る旨が公表された。

<https://www.gov.uk/government/news/companies-to-receive-3-month-extension-period-to-file-accounts-during-covid-19>

3月26日に英国の金融監督当局であるFinancial Conduct Authority（FCA）は上場会社のアニュアルレポートのファイリングも2か月の延長を認めている。

<https://www.fca.org.uk/news/statements/delaying-annual-company-accounts-coronavirus>

6月15日にFinancial Reporting Council's LabはCOVID-19下での開示事例集（継続企業の前提に関する注記を含む）をリリースした。

<https://www.frc.org.uk/news/june-2020/investors-expect-timely-and-clear-disclosures>

Companies Act (s442)が改正され、2020年6月27日～2021年4月5日に従来の提出期限を迎えるAccountsについて、Companies Houseへの提出期限が自動延長された。

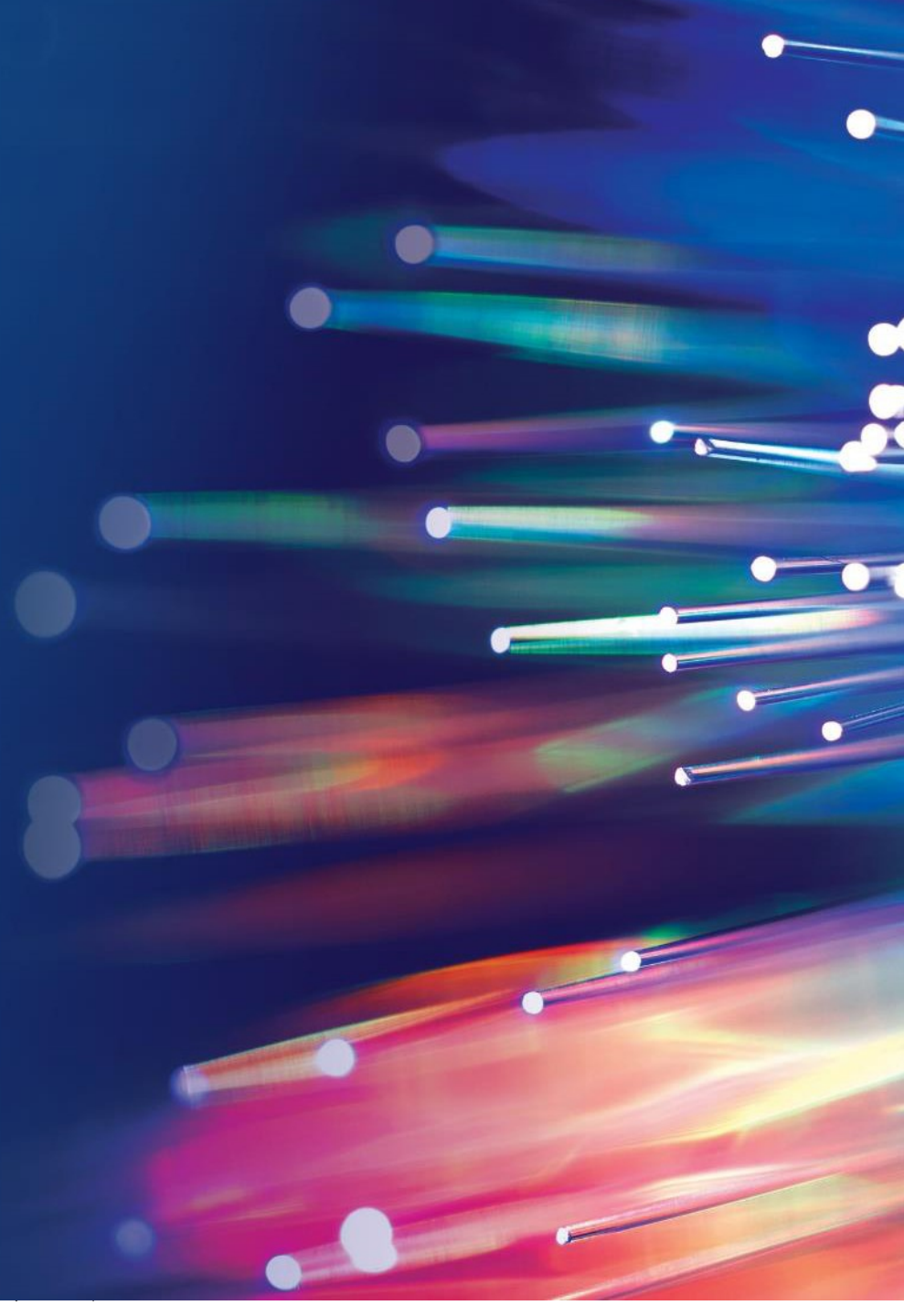
<https://www.gov.uk/government/publications/the-companies-etc-filing-requirements-temporary-modifications-regulations-2020/temporary-changes-to-companies-house-filing-requirements>

FRCは、3月以降、上位7社のAudit Firmで継続企業の前提に関する監査手続が強化（必須のコンサルテーションポリシーの導入等）されている旨を7月2日に公表した。

また、企業側の決算作業の遅延、継続企業の前提に関する不確実性の高まり、Audit Firmにおけるコンサルテーション手続等の理由の組み合わせにより、監査報告書の発行遅延が増加している点にも言及されている。

<https://www.frc.org.uk/news/july-2020/audit-firms-implement-%E2%80%98additional-measures%E2%80%99-to-enh>

COVID-19関連
ウェビナーおよびツールのご紹介



ウェビナーのご紹介

KPMGでは、COVID-19に関連したウェビナーを開催しています。主要なものをご紹介します。過去に開催されたウェビナーはオンデマンドで視聴いただくことができます。

Tax and Legal	Global Tax & Legal & Mobility バーチャルミーティングシリーズ COVID-19の危機をどう乗り越えるか：税務と法務についての影響について解説致します。 (Link)
KPMG UK	KPMG Weekly COVID-19 Webinar Series (毎週水曜日BST12時 /CET13時開催) KPMG UKでは新型コロナウイルス（COVID-19）からの影響を念頭に、企業がどのような対応をすべきかについてKPMGの専門家や各分野の専門家によるウェビナーを定期的で開催しています。本シリーズは9月に再開致します。 (Link) Returning to work: Enterprise risk – controls, cyber, fraud and privacy (2020年6月12日開催) 企業がサイバーセキュリティ、個人データ、不正に対しレジリエンスな組織を持続していくために、常に変化するリスクや不測の事態にどのように対処するかについて提言します。 (Link)
KPMG Germany	KPMG webinar: “Re-thinking your German strategy in the New Reality - Follow-up materials for the webcast from June 15 and 18, 2020 (2020年6月開催) 本ウェビナーでは、ドイツにおけるポストCOVID-19を見据えた経済環境、投資機会、法務、税務などに関するストラテジーについて、KPMGドイツの専門家が英語で解説します。資料はこちらのリンクよりダウンロードいただけます。 (Link) 【日本語】KPMGドイツ 在欧日系企業におけるCOVID-19への対応 (2020年6月12日開催) 本ウェビナーでは、税務／法務／アドバイザーの観点から、情報を日本語でまとめて解説します。併せて、COVID-19後の事業展開に役立つポイントを、KPMGの視点からコメントしています。 (Link) セミナー資料 (Link) オンデマンド視聴用

ウェビナーのご紹介

KPMGでは、COVID-19に関連したウェビナーを開催しています。主要なものをご紹介します。過去に開催されたウェビナーはオンデマンドで視聴いただくことができます。

Japan

**【日本語】COVID-19第2波を見据えた製造業に必要なサプライチェーンマネジメント - Cognitive Decision Center
意思決定プロセスをデジタル化する**

COVID-19の影響下におけるサプライチェーン管理のあり方について、先進企業の事例紹介やソリューションデモを交えて解説します。

公開期間：2020年7月30日（木）～8月13日（木）オンデマンド配信

[\(Link\)](#)

**【日本語】デジタル時代における海外子会社のガバナンス強化手法
重要性が高まる今こそ注目したい現場指向のグローバル経営管理ソリューションとは**

海外子会社の現実的なガバナンス強化手法を、業務・システムの両面から事例を交えて解説します。

公開期間：2020年7月1日（水）～2021年6月30日(水) オンデマンド配信

[\(Link\)](#)

【日本語】ニューノーマルに備えるクラウドファーストに向けた企業の一手

COVID-19で明らかに変わる働き方に対し、企業の取るべきIT戦略としてクラウドファーストのアプローチについて解説します。

公開期間：2020年7月28日（火）～8月11日（火）オンデマンド配信

[\(Link\)](#)

【日本語】ニューノーマルに向けたリモートワーク環境整備

コロナ終息以降にも継続が見込まれるリモートワークについて、移行のための業務の見直しと、IT環境整備の実践的な手法を解説します。2020公開期

間：2020年8月18日（火）～9月1日（火）オンデマンド配信

[\(Link\)](#)

ツールのご紹介

KPMGでは、海外で事業を展開する企業の皆様にお役に立つCOVID-19に関連した各国の情報を公開しています。

EMA/Global	<p>Coronavirus (COVID-19) tax developments in EMA EMA各国の税制措置を含む情報をまとめた英語サイトです。適時に更新されます。 https://urldefense.com/v3/https://home.kpmg/xx/en/home/insights/2020/03/coronavirus-covid-19-tax-developments-in-ema.html ;!!E1R1dd1bLLODIQ4!SM7mo3MaZoPzabbt8LH7ToGxtyY96i_Ump_oEaisR48ubsQRfH1qRRNVBR_ZTi-BNhAipQ\$</p> <p>COVID-19 Global Tax Developments Summary 世界各国の税制措置を含む情報をまとめた英語サイトです。適時に更新されます。 https://urldefense.com/v3/https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/us/pdf/2020/03/covid-19-tax-developments-summary.pdf ;!!E1R1dd1bLLODIQ4!SM7mo3MaZoPzabbt8LH7ToGxtyY96i_Ump_oEaisR48ubsQRfH1qRRNVBR_ZTi_7WpGelw\$</p> <p>GMS & Immigration COVID-19 Global Tracker グローバルモビリティと移民法に関する最新アップデート https://home.kpmg/xx/en/home/insights/2020/03/flash-alert-covid19.html</p> <p>各国の新型コロナウイルス(COVID-19)関連情報をまとめた日本語特設サイト https://urldefense.com/v3/https://home.kpmg/jp/ja/home/campaigns/2020/03/covid-19-overseas.html ;!!E1R1dd1bLLODIQ4!SM7mo3MaZoPzabbt8LH7ToGxtyY96i_Ump_oEaisR48ubsQRfH1qRRNVBR_ZTi80ya9Tlw\$</p> <p>Economic Insights Regular updates on the UK and global economy 英国と世界経済についての情報を発信しています。 https://home.kpmg/uk/en/home/insights/2020/04/economic-insights.html</p> <p>英国経済レポート(日本語サマリー) https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/07/uk-economic-repoot202006.html</p>
------------	---



有限責任 あずさ監査法人

グローバルジャパニーズプラクティス

E : ema@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.